



279  
34



始



279  
34

大正十一年四月

少年團體の概況

文部省普通學務局

279-34  
27.5



大正十一年四月

少年團體の概況

文部省普通學務局

大正  
11.4.27  
寄贈

ら  
寄贈本

## 緒言

少年團體は學校教育と密接不離の關係を有するものであつて、青年團、處女會の基礎的訓練を行ふと云ふ上から見ると、寔に社會教育上重要な教養團體である。

以上の見地から本省に於ては常に其の研究調査を行つてゐるが、大正五年には「列強の少年義勇團」なる刊行物を出して海外に於ける少年團の狀況を紹介し、次いで大正九年には英國に於て開かれたる萬國少年團ジャンボリーに囑託員を派遣した。

近時我國に於ける少年團體は所謂「ボーイ、スカウト」の主義に模倣したものも少くないが、亦我國獨特の色彩を有する團體も漸次發達せんとするの傾向があるやうである。

今回全國に涉り大正十年六月末日を以て調査した地方長官の報告書に基き、更に調査研究せしめたるもの、要領を編して此の小冊子となし、普く關係官公衙、學校、社會教育關係者及び少年團體の指導者等に頒つこととした。一面本省に於ては少年團に關する調査委員を囑託して着々研究中であるが、之に關しては今猶慎重に攻究せねばならぬ問題が尠からず存することを否む譯には行かない。希くは本書に依つて斯界に對する研究の動機を作り、其の振興に資したい。

大正十一年四月

文部省普通學務局

# 少年團體の概況 目次

## 緒言

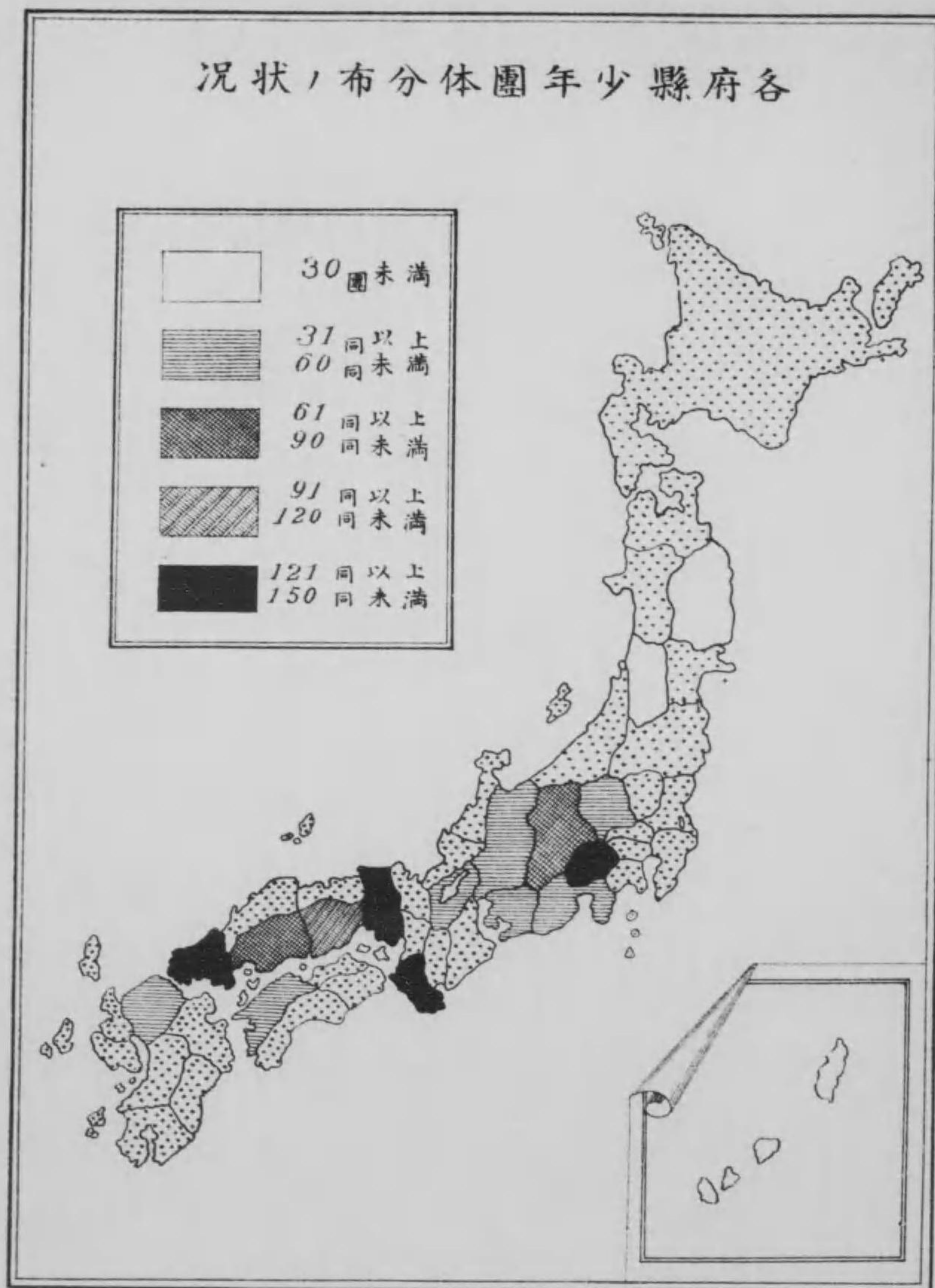
- 一、各府縣少年團體分布の狀況  
二、設置區域による少年團體數  
三、毎年度少年團體設立數

## 口

### 繪

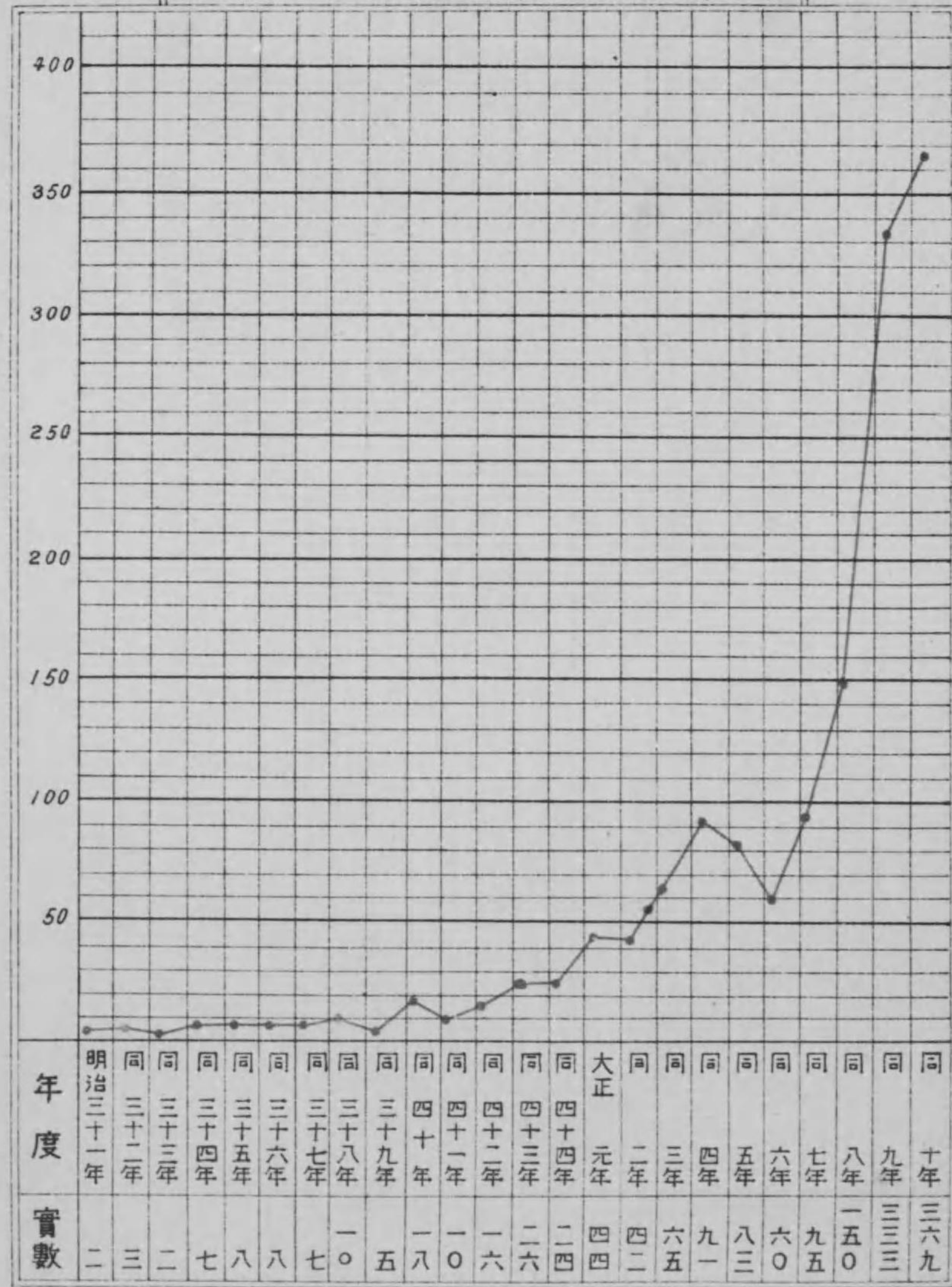
一、少年團體の種別	一
二、少年團體の名稱	一
三、少年團體の設立年次	三
四、少年團體の設置區域	六
五、少年團體數及團員數	一〇
六、少年團員の年齢	一六
七、少年團體の幹部	三一
八、少年團體の經費	三六
九、少年團體の目的及び事業	三九
一〇、少年團體の實際	四三

各府縣少年團體分布狀況

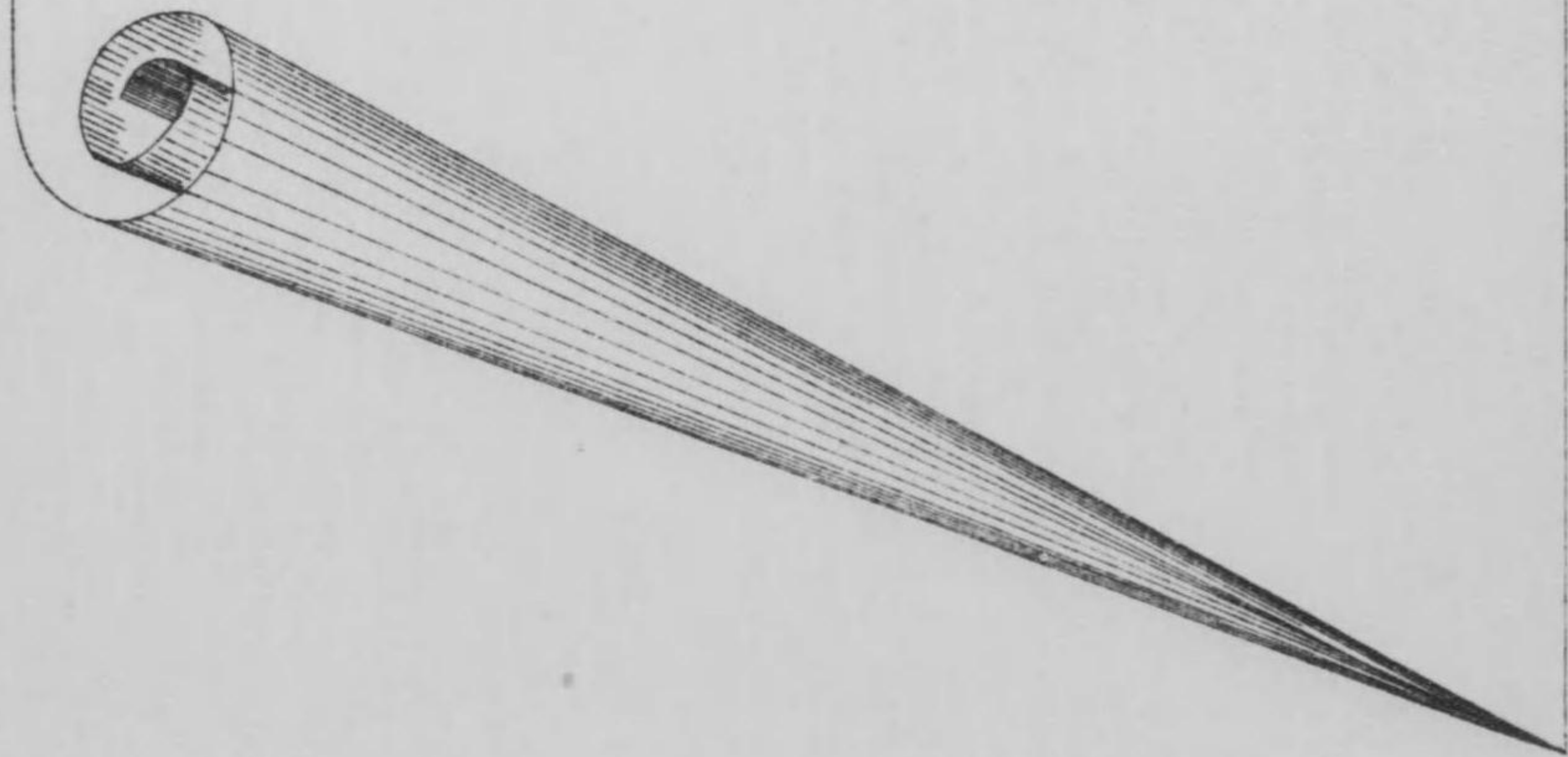
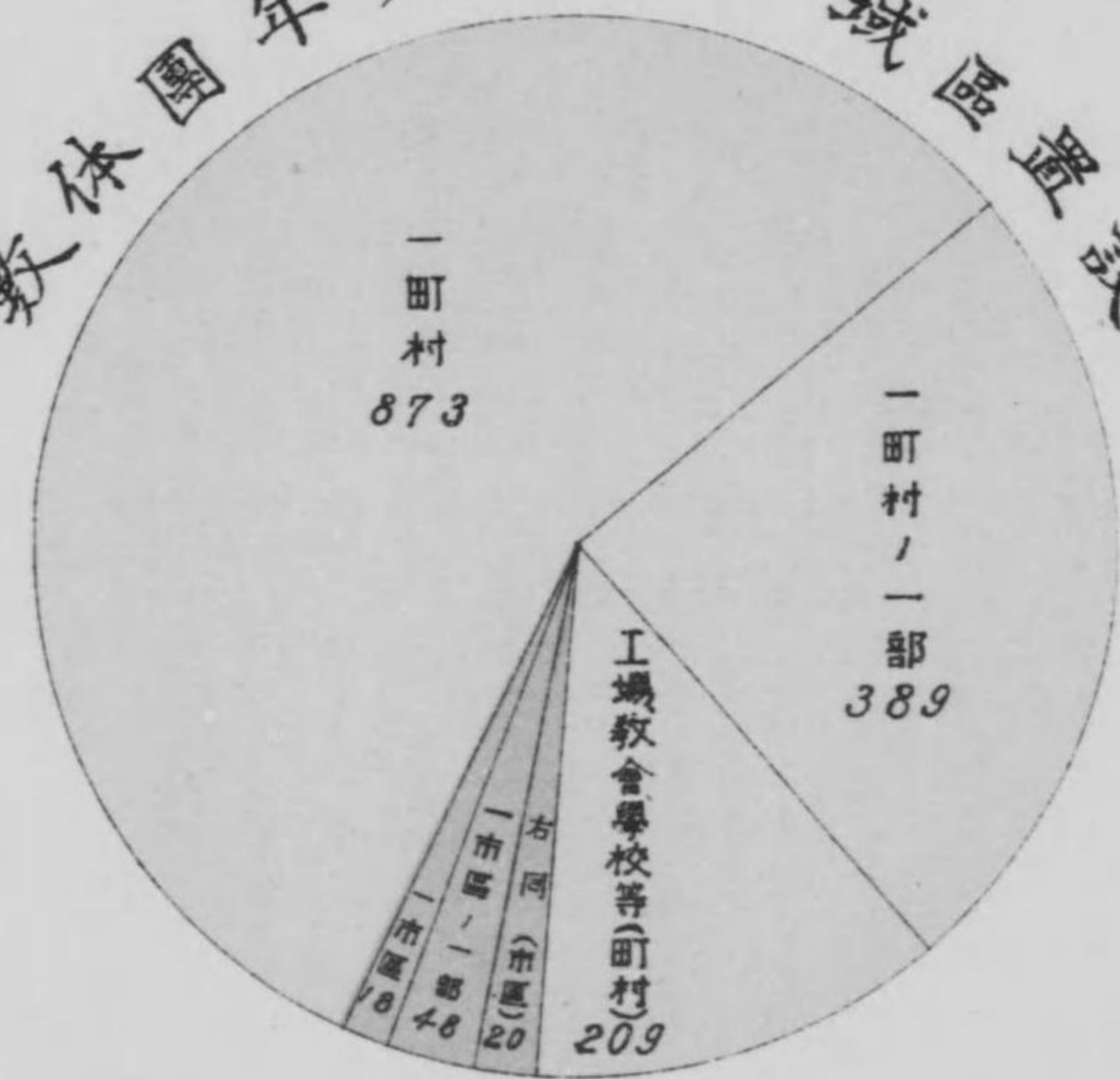


- (一) 大日本少年團(本部、東京市)……………四三
- (二) 淺草區少年義勇團(東京市)……………四六
- (三) 中牧町愛國少年團(金澤市)……………五〇
- (四) 玉成少年義勇團(青森縣)……………五五
- (五) 西林兒童團(德島縣)……………五九
- (六) 町別學友團(姫路市)……………六七
- (七) 今市報德少年會(栃木縣)……………七〇
- (八) 岩槻町こども會(埼玉縣)……………七一
- (九) 金堂佛敎少年會(滋賀縣)……………七五
- (一〇) 下世屋文珠講(京都府)……………八〇
- (一一) 松尾文珠講(同)……………八二
- (一二) 濱松少年團(濱松市)……………八三
- (一三) 岳陽沼津少年團(静岡縣)……………八六

數立設體團年少度年每



数体團年少ルヨニ城區置設





## 少年團體の概況

### 一、少年團體の種別

本邦に於ける少年團體は其の目的及び事業等から觀察すると、頗る千差萬別であつて、嚴格に之を分類することは困難であるが、種々の點から考察して大體左の五種に分つことが出来る。

- 一、宗教的團體 佛教主義のもの  
基督教主義のもの
  - 二、學校訓練の目的を達せんがための團體
  - 三、軍事教育を主目的とする團體
  - 四、體育其の他特殊の事業遂行を目的とする團體
  - 五、其の他普遍的目的を有する團體
- 少年團體は主として團長又は指導者の種別によつて其の特色が表はれて居る様であるが、又必ずしもさうとのみは限らない。軍人が團長たる團體にも五の普遍的目的を有するものもあり、又篤志家が指導者たり團長たる團體にも學校訓練の助成を目的とするものも少くない。

### 二、少年團體の名稱

少年團の名稱は甚だ區々であるが最も多數を占めてゐるものは大體左の通りである。

- 一、宗教的團體  
佛教 佛教少年會(團) 少年(兒童)教會

基督 日曜學校(教會) 少年團  
 二、學校訓練の目的を達せんがための團體  
 學友會(組合、團) 兒童自治會(團) 通學團(組合) 少年會(團)

三、軍事教育を主目的とするもの  
 少年義勇軍 皇國少年團

四、體育其他特殊の事業遂行を目的とするもの  
 登山會 少年體育會 消防隊(警備隊) 少年野球團

五、普遍的目的を有する團體  
 少年會(團) 少年義勇團(隊) 少年少女會 少女會

其の他なほ多くの名稱がある。

一、に屬するものには

子供會、日曜會、日曜少年會、佛教修養會

二、に屬するものには

學友組合、級友會、學習會、兒童團(組合)、訓練會、子供會

五、に屬するものには

少年組合、少年俱樂部、青年團附屬少年部、幼年部、お伽會、コドモ會、社會奉仕部

其の他特殊の名稱を附せるものも少くない。若葉會、二葉會、仁義社、公正會等の類である。

名稱と事業  
 名稱は同一であつても事業の性質の異なるものもあつて一概に論ずる譯には行かぬが、少年團體が漸時盛んになつて來れば區々名稱を用ゆるよりも、出來得る限り共通的な名稱を用ゆることが便宜

であらう。而しながら歴史的のものは強ひて變更する必要もなからうと思ふ。

### 三、少年團體の設立年次

今回調査した團體は比較的多方面に涉つてゐるが故に之を概括して其の歴史的觀察を下すことは甚だ困難である。然しながら兎も角少年團體と見做すべきものが明治維新前にも所在に設立せられてゐたと云ふことは頗る興味ある事柄である。青年團體の前身たる若衆組が古代からあつた様に兵庫縣朝霧郡中川村物部南部少年會外十一團體の如きは古來の子供中から進化し今日に及んでゐるものである。京都府與謝郡世屋村松尾文珠講及同世屋下文珠講の如きも古來より存在せるものであつて、文珠菩薩を崇拜して講員の親睦及風儀の改善を圖るを目的とする少年團體である。明治維新前からの團體數は全國を通じて合計一八を數へる。下つて明治十二年頃から追々設立せられてゐるが大正三四年頃までのものは學校關係の團體が多い様である。而し其の名稱は少年會と稱するものも少くない。

我國少年團體に對して其の發展上一新紀元を劃したのは日露戰爭以後のことであつて各種教化團體の振興を謀るの必要の漸く世間に提唱せられたのと、英國少年義勇團事業の盛んに紹介せられてからの事である。時宛も大正二年九月東京に於て少年軍の組織せられ、翌三年十二月大日本少年團の組織の完成し其の事實が廣く世上に稱揚せられてから大に少年團體の振興を見るに至つたのである。大正三年設立のもの六五、大正四年九一、大正五年八三に上つてゐるのを見ても明かである。

更に一大飛躍をしたのは大正九年及十年である。十年度は六月末日の調査であるが既に三六九の多數を示してゐる。之れは學校教育の社會化と云ふことが廣く世に知れたことにも基因してゐるが、茲に忘るべからざるは、東宮殿下御外遊の御舉によつて感激したこと、並に殿下が英國におかせられてボーイ、スカウトを御檢閲遊ばされると云ふ報が早くも普く全國に知られたことである。大正九年に



福	石	富	鳥	島	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	神	合
井	川	山	取	根	山	島	口	山	島	川	緩	知	岡	分	賀	本	崎	島	兒	計
五	二	三	二	一	一	三	二	三	〇	〇	一	一	二	八	一	四	二	三	三	三六九
三	九	二	六	七	四	〇	三	二	七	三	三	一	一	四	一	六	三	二	三	三三三
一	二	一	一	八	二	九	九	二	二	一	一	二	一	四	一	二	二	二	六	一五〇
一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九五〇
一	二	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六六〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八三三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九一九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四二二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四四四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八
(三五)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
二	四	五	四	五	九	一	二	五	二	二	二	二	四	三	一	一	一	一	一	一三七
一	九	五	四	五	九	一	二	五	二	二	二	二	四	三	一	一	一	一	一	一五五
七	一	九	一	八	一	三	二	七	二	二	二	二	四	三	一	一	一	一	一	一五七

四、少年團體の設置區域

設置區域を便宜上左の通り區分した。

- 一、一市區を區域とするもの。
- 二、一市區の一部を區域とするもの。
- 三、工場、教會、學校等を範圍とするもの。
  - (1)、都市に屬するもの。
  - (2)、町村に屬するもの。
- 四、一町村を區域とするもの。
- 五、一町村の一部を區域とするもの。

左に右の區別によつて團體數、團員數等について概況を述べよう。

一、一市區を區域とするものは一八團體で一府縣、二六市區に及んでゐる。其の團員總數は一、四二一人である。

二、一市區の一部を區域とするものは四八團體であつて九府縣十二市區に設置せられてゐる。其の團員總數は四、六四八人である。

次項中工場、教會、學校等を範圍とするものの中市區に於けるもの二〇團體があるが、以上三種を合算すると、九六團體、二四、八二九人、一五府縣、二六市區に及んでゐる。都市に於ては特に少年團體の必要を感ずること切なるものがあるが、未だ十分なる發達を見ないのは甚だ遺憾なことである。

三、工場、教會、學校等を範圍とするものは二二九で、其中市區に屬するものは前述の如く二〇團體であつて、町村に屬するものは二〇九である。

四、一町村を區域とするものは三八九である。

茨城栃木 奈良三重 愛知静岡 山梨滋岐 長崎宮崎 福島 青森 山形 秋田 福島 石川 富山 鳥取

九	二	三	五	三		六		二	一	七	二	一	二	三	六	〇	六		五	七
	三	一	五		九		八	四	〇	六	五	九	三	三	三	三	四	九	四	二
	四	五	九	一	五		九		八	四	〇	六	五	九	三	三	三	四	九	四

道府縣	一市區ヲ ルモ トノ	一市區ノ 部ヲ ルモ トノ	工場、教會、 學校生徒等ヲ 都 市 町 村	一町村ヲ ルモ トノ	一町村ノ 部ヲ ルモ トノ	計
北海道	二	一	五	〇	一	二
東京都	一	一	二	一	一	二
大阪府	一	二	一	一	一	三
京都府	一	二	一	一	一	三
神奈川	一	一	一	一	一	三
長崎	一	一	一	一	一	三
新崎	一	一	一	一	一	三
埼玉	一	一	一	一	一	三
群馬	一	一	一	一	一	三
千葉	一	一	一	一	一	三
計	二	一	三	一	一	二

五、一町村の一部を區域とするものは八七三であつて、此の種の團體は團員數も比較的少なく數名乃至十數名と云ふ小團體もある。

第三項中の町村に屬するものと前二項に屬するものとを合すると、町村に於けるものは一四五一團體であつて團員總數は一九二、七〇九人である。

猶卷首に掲げた「設置區域」並に左記全國少年團體設置區域調を参照せられたい。

全國少年團體設置區域調 (大正十年六月末日調)

島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	總計
1	4	4	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	18
1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	48
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	209
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	389
9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	873
25	91	68	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133	1,557

五、團體數及團員數

少年團體は岩手、山形、沖繩の三縣を除き各道府縣に設置せられてゐるが、數に於て比較的多いの

は左の諸縣である。

全國に於ける團體總數は一、五五七である。之を青年團々體數の一八、一五七(大正八年十一月迄)に比較すると八、五%に過ぎない。少年團體には少女會少女子のみの團體もあり且つ女子の團員もあるから青年團及少女會の總數二四、三九四に比較して見ると僅に其六、四%に達しない。然しながら處女會の六、二三七團體に比べると二五%であつて其の約四分の一に相當する。それ故現圖に於ても社會教育上重要な團體と云はねばならぬ。尙大正十年六月以後續々其の設置を見る様であるから、近き將來に於ては處女會又は青年會と匹敵するに至るは勿論寧ろ之等以上のものとなるてあらう。團員數の多いのは左の諸縣である。

山梨縣	兵庫縣	岡山縣	山口縣	和歌山縣	山梨縣
團員數	團員數	團員數	團員數	團員數	團員數
二六、〇三九	二六、〇三九	一八、一九七	一八、一九七	一八、一九七	一八、一九七
一、二〇三	一、二〇三	一〇、九九二	一〇、九九二	一〇、九九二	一〇、九九二
團體數	團體數	團體數	團體數	團體數	團體數
一三九	一三九	一三三	一三三	一三三	一三三
九〇	九〇	九一	九一	九一	九一

五〇六人は單に數字上から云へば頗る重要な團體たるを失はない。又和歌山縣に於ても青年團の二七、九〇八、處女會の一〇、七〇四に比し少年團の一八、一九七も又頗る注目し値するものと認めねばならぬ。

團體數の平均

都市のもの一團體平均	(八六)
町村のもの一團體平均	(一、四七一)
全 團 平 均	(二、五五七)
一團體の員數に就いては數名の小團體もあれば又二千以上を抱擁する大團體もあるが、一般に都市に設けられてゐるものには比較的多數の團員を有するものが多いが町村に設けられてゐるものは多くは小團體である。今二千以上の團員を有する團體を列擧すると左の通である。	二八八人
	一三八人
	一四〇人弱

團員一〇〇人以上の團體

團 體 名	團 員 數
靜岡少年團	二、三七〇人
青森少年團	二、三〇七人
兒童自治會(函館松風學校)	二、〇一〇人
旭川少年團	一、六八四人
城南校町別學友團(姫路)	一、六四〇人
濱松少年團	一、二二三人
明石市少年野球獎勵會	一、二〇〇人
東校少女團(姫路)	一、二〇〇人

城東少年義勇隊(姫路) 一、一八〇人  
 鉏路少年團 一、〇九九人  
 以上一〇 都市に於ける團體

石動町少年自治會(富山縣) 一、七八五人  
 兒童自治團(山口縣豊浦郡彦島村) 一、六一九人  
 笠岡コドモ日會(岡山縣) 一、五〇〇人  
 糸魚川小學校兒童團(新潟縣) 一、四三三人  
 岳陽沼津少年團(静岡縣) 一、二〇〇人  
 兒童報德會(滋賀縣三養基郡基山村) 一、一一七人  
 岩槻町こども會(埼玉縣) 一、一〇〇人  
 學友會(山口縣都濃郡福川町) 一、〇九四人  
 佛教兒童會(和歌山縣海草郡濱中村) 一、〇〇〇人  
 以上九 町村に於ける團體

一團體の團員數の多少は地理的の條件や團體の種類等に依つて自ら差異のあるものである。而して大團體が小團體よりも成績が佳良であるとか、又は小團體が大團體よりも統制上便利であるから其の實績が上るであらうと云ふ様な事は、今直に斷定することが出來ぬ。

全國少年團體數及團員數調

(大正十年六月一日)

道	縣	府	團體數	團員數	道	府	縣	團體數	團員數
北	海	道	二一	八、八七三	東	京	一八	二、八六四	





つて見ると次の順位のやうになる。

最低年齢を七歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を一〇歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を一歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を六歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を二歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を九歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を八歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 最低年齢を一三歳とし最高年齢を一三―一六歳の範囲にあるもの  
 右によると尋常小學校入學の年より高等小學校卒業年齢にあるもの即ち七歳から十六歳までのものを團員とするものが五三〇團體であつて約三分の一である。此の中には高等科を併置してある小學校の全生徒を以て組織するものが多いと見ることが出来る。次に尋常四年生即ち十歳を最低年齢とするものが一六〇である。而しながら年級に依つて調査したものでないから次の一一歳からのものにも或は尋常四年生もあり五年生もあると云ふことになる。それ故以上のことを概括して見ると尋常高等小學校の生徒を團員とする少年團體が第一位であつて次に尋常四五年を最低年齢とするものが次位であると云ふ方が確實である。

**最低年齢**

範圍に關係なくして單に最低年齢を調べ見ると次のやうになつて、七歳が矢張第一位で第二位は十歳である。中には三歳からのもの、四歳からのものもあり又十八歳と云ふものもある。

最低年齢ニヨル團體數

**最高年齢**

團員の最高年齢は一六歳とするものが四八六團體であつて、次ぎは一五歳の四二四、次ぎは一四歳の二七六と云ふ順序になる。或は一〇歳位を最高とするものも稀にはあり、二〇歳二二歳を最高とするものも

年齢	團體數	順位
三歳	一	(四)
四歳	六	(一)
五歳	一四	(二)
六歳	一三四	(三)
七歳	五六三	(四)
八歳	八五	(五)
九歳	九八	(六)
一〇歳	一六八	(七)
一一歳	一五六	(八)
一二歳	一三一	(九)
一三歳	八一	(一〇)
一四歳	二二	(一一)
一五歳	一一	(一二)
一六歳	一	(一三)
計	一、五五七	

るものも少くない。表中には三五歳 最高とする團體が一つあるがこれは少しく性質の特殊のものであると認められる。

少年團員の年齢範囲はどの邊が適當であるかと云ふことは一概に述べることは困難であるが、今日の傾向から見ると、學齡中にあるもの全部を團員とするものと、尋常五、六年以上即ち一歳又は一二歳位のもを最低として高等小學校卒業まで即ち一五歳又は一六歳のもを最高とするもの二者孰が可なりやと云ふことになるやうである。尤も兒童の保護と云ふ意味から云へば幼稚園時代の兒童から尋常三四年生までを範圍とする幼年團體も必要であらうが、これは少年會又は少女會の準會員とするも可なりと認めらる。實際少年團體の施設から見てもかゝる區分があるやうである。地方の實情から見ると尋常小學校卒業後即ち一三、四歳以上一六七歳の少年中殊に補習學校以外の學校に在學せないものは頗る指導上注意を要するものである。青年團員として取扱ふにしても餘程他の團員に對するのとは異ならなければならぬ。即ち少年團の精神を加味した教養を與へねばならぬ。

六 團員の年齢範圍による團體數調

北海道	六二
東北	六二
東京	六三
大阪	六三
京都	六四
神奈川	六四
兵庫	六五
兵庫	六六
兵庫	六七
兵庫	六八
兵庫	六九
兵庫	七〇
兵庫	七一
兵庫	七二
兵庫	七三
兵庫	七三
兵庫	七四
兵庫	七四
兵庫	七五
兵庫	七五
兵庫	七六
兵庫	七六
兵庫	七七
兵庫	七七
兵庫	七八
兵庫	七八
兵庫	七九
兵庫	七九
兵庫	八〇
兵庫	八〇
兵庫	八一
兵庫	八一
兵庫	八二
兵庫	八二
兵庫	八三
兵庫	八三
兵庫	八四
兵庫	八四
兵庫	八五
兵庫	八五
兵庫	八六
兵庫	八六
兵庫	八七
兵庫	八七
兵庫	八八
兵庫	八八
兵庫	八九
兵庫	八九
兵庫	九〇
兵庫	九〇
兵庫	九一
兵庫	九一
兵庫	九二
兵庫	九二
兵庫	九三
兵庫	九三
兵庫	九四
兵庫	九四
兵庫	九五
兵庫	九五
兵庫	九六
兵庫	九六
兵庫	九七
兵庫	九七
兵庫	九八
兵庫	九八
兵庫	九九
兵庫	九九
兵庫	一〇〇
兵庫	一〇〇

七

新長	
崎玉	
群馬	
千葉	
茨城	
栃木	
奈良	
三重	
愛知	
静岡	
山梨	
滋賀	
岐阜	
長野	
富山	
福井	
石川	
富山	



道府縣	北海	東京	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	靜岡	山梨	滋賀		
101	三																				
102																					
103																					
104																					
105																					
106																					
107																					
108																					
109																					
110																					
111																					
112																					
113																					
114																					
115																					
116																					
117																					
118																					
119																					
120																					

10

11

113

總計	神戶	鹿兒	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	德島	和歌	山口	山梨	廣島	岡山	鳥取	島根	富山	石川	福井	秋田
五																						
一五																						
二九																						
二六																						
四																						
一																						
109																						
四																						
二六																						
一七																						
三九																						
三																						
二																						
一																						
九																						
一九																						

111

北海	東京	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重
三												四	五	一
				一	一								三	二

道府縣

二一五  
二一六  
二一七  
二一八  
二一九  
二二〇  
一二一  
一二二  
一二三  
一二四  
一二五  
一二六  
一二七  
二二八  
二二九  
二三〇  
一二三  
一二四  
一二五  
一二六  
一二七  
二二八  
二二九  
二三〇  
一二三  
一二四  
一二五  
一二六  
一二七  
一二八  
一二九  
一三〇

一一一

一一三

二五

宮崎	鹿兒島	沖繩	總計
			九〇
			四二
			四
			一
			一
			一
			四
			二〇
			一九
			四〇
			六六
			一
			一
			二
			二
			一
			一
			五
			二二

長野	宮城	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	山梨	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重
六																	
	二																

二四









比較的が多い。左に團長の種別に依つて團體數を集計した結果並に團體長の種別と團體の關係等に就いて述べやう。

(1) 學校長及教員を團長とする團體は三五一であつて總數一五五七に對する二二、五%である。而して小學校長及教員の率ゐる團體の多くは學友會、兒童自治會等である。或は名稱から云へば少年團、少年會と稱するものも少くはないが、其の實質から見ると前者に相當するものが多數を占めてゐる。

(2) 兒童及少年を團體長とするものは三九四にして總數の二五、三%に達する。此の團體も又前項の場合と等しく學友會又は兒童自治會と稱するものが大部分を占めてゐる。而し學校を離れて獨立したる自治的團體も少くはない。京都府下に於ける文珠講の如き其の一例である。

第一項及第二項の二つを加へると總數の四七、八%に相當し約全體の半數である。前章團員の年齢に就きて述べたと同様に學校關係の團體が非常に多いと斷定することが出来る。

(3) 僧侶(基督教の牧師をも含む)を團長とするものは一六三團體であつて、一〇、五%に相當する。此の團體は多く宗教教育を目的とする日曜學校、佛教少年團、救世軍少年軍等である。此の種に屬するものには年齢の極く幼い三四歳頃からのものを團員とするものもある。

(4) 官公吏を團長とするものは四八團體で三、一%である。官公吏と云ふ中には市町村長同吏員、師範學校長、郡長、現役軍人、中學校書記、縣吏員等を含み、皆公務の餘暇を以て之に充つてゐるのであるが其の實質から見ると或る二、三のものを除くの外は次の篤志家を團長とするものと別に大差はない。

(5) 篤志家を團長とするものは一八七、一二%である。篤志家と云ふ範圍は頗る廣きに渉るものであ

る。農、商、工業者、中學生、在郷陸軍中將以下將校、青年會長、軍人分會長、市會議員、專門學校生徒、醫師、新聞記者、神職、會社員、無職者等である。就中岐阜縣加納町少年團長の仙波中將、靜岡縣濱松少年團長の山下少將等異彩を放つてゐる。

(6) 職業不詳なるものと云ふのは報告書に職業を明記せなかつたもので、中には想像を以て僧侶であり少年であり學校長であることが明かなものがないでもなかつたが、却つて計算上に誤謬を生ずるの虞あるを慮つて多くは其の儘とした。此の團體は三八一であつて全數の二四、五%に達する。

(7) 缺員中と稱するものの中には全然團體長をおかずと云ふものも含めてあるが、其中兒童を以て合議制とするものは(2)項中に、其の他之に準じて他の項中に入れたものもある。而し團長を置かずとして其の理事者の種別も明記せざるものは本項中に入れた。本項の團體は三三であつて二、一%に相當する。

茲に注意を要する問題が一つある。それは團體長と指導者の關係である。或る場合に於ては兩者の區別が明でないこともある。指導者と云ふことから云へば、別表に於ける各兒童の團體長たるもの大部分は學校長及教員が此の指導に當つてゐると見做しても差支ない。

此の點から考へて見ると少年團體は學校關係のものが續々生じやうとする傾向がある。これは甚だよい現象と認めねばならぬ。只特殊な宗教團體などは格別であるが、之とても其の大多數の團員は學校兒童であるから充分に學校教育と連繫せねばならぬ。此の點から此の種團體にも無論教育者が指導者として樞要の地位に在ることは云ふまでもない。





石	福	秋	山	青	巖	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千
川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉
二 四 二	五 三			二 五 五		八 四	一 〇 〇	八 一 三	六 四 七	六 五 六	一 、 二 七 六	一 、 六 七 九	七 八 一	一 五 四	一 一 〇	九 七	五 〇	
一 三 八	一 五 七	一 八		三 七 一		四 八 九	一 〇 五	一 、 八 七 六	一 、 〇 八 八	九 七 五	一 、 二 一 八	三 、 二 〇 五	一 、 一 一 四	一 一 五	一 四 二	二 〇 九	一 四 七	六 六
總	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	度	岡	島	島	富
	兒											歌						
計	繩	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山
一 七 、 一 一 二		一 三 九	六 〇	一 二 五	三 四 三	一 五	五 二 六	一 一 七	一 四 八	三 一	三 一 二	二 一 九	一 、 五 二 八	四 四 〇	一 、 五 三 五	八 六	一 〇 一	三 八
三 二 、 四 五 六		一 六 五	五 五	二 一 五	一 、 〇 二 七	六 二	六 七 一	九 八	二 八 四	二 一 三	二 二 〇	五 八 五	二 、 五 七 一	一 、 〇 七 〇	三 、 六 〇 一	二 六 九	七 九	三 八 二

### 九、少年團體の目的及事業

少年團體の種類が多様多様であるやうに之等團體の目的及事業も同一ではない。而して其の標榜する所から見ると千紫萬紅であるが、實質上から見ると大様次のやうに概括される。

一、宗教的團體は其の目的として  
宗教的信仰、徳性涵養

事業として

1. 佛教に屬するものは  
集會、訓話、道話、お伽噺

2. 基督教に屬するものは  
日曜學校、お話會、運動會、クリスマス等を行つてゐる。

二、學校團體のものは  
其の目的として

自治的訓練、自學自習、共同心養成、校風改善、校外取締、出席獎勵等  
其の事業として

學藝會、自習會、兒童文庫、學用品共同購入、通學班、旅行、雜誌講讀、會誌發行、娛樂會、公德實行、社會奉仕、校内清潔、風紀取締改善、家庭に於ける勤勞作業、學校と家庭との連

三、幼年兒の保護、各種の調査補助等を行つてゐる。  
其の目的として

義勇奉公、軍事思想の啓發、體力の増進  
其の事業として

教練、體操、見學旅行、展墓參拜等を行つてゐる。

四、體育其他特殊の目的を有する團體は其の目的も事業も亦各別々であるが、其中主なるものは次の二つである。

目 的 事 業

1. 身體を鍛練するもの 登山會、庭球會、試膽會等

2. 消防警備を目的とするもの 消防練習、交通整理、巡視、竈の検査、警火宣傳等

五、普遍的目的を有する團體は其の目的としては次の五項を掲げてゐるものが多し。

智徳の増進活用

身體の鍛練

善行獎勵、風紀改善

趣味向上

共同自治及社會奉仕的精神の養成

以て忠君愛國の念に強き善良なる小國民を 成するに存するやうである。

其の事業としては次のやうなものを行つてゐる。

一、智徳の増進に関するもの

自習會、文庫、讀書會、雜誌回覽發行、講話會、見學、實習及作業、旅行、義士會

二、身體の鍛練

遠足、行軍、登山、角力、擊劍、水泳、寒稽古、中稽古、早起會、教練體操、運動會、競

技會、夏期登校、共同學校(短期殖民)

三、善行獎勵 風紀改善

表彰、懲戒、神社參拜及展墓、惡習矯正、公德心養成、朝起獎勵

四、共同自治及社會奉仕的精神の養成

會議、規律實行、共同作業(草刈、害虫驅除、薪採、共同實習等)道路修繕、共同貯金、兒童

保護、交通、衛生思想、神社奉仕

五、趣味の向上に関するもの

娛樂會、音樂會、お伽會、

其他一、二、項に屬するものの中には趣味の向上並娛樂の改善をも目的とするものがある。

参考の多め大日本少年團の綱領目的及事業を左に掲げる。

大日本少年團の綱領

- 一、忠君愛國の至誠を効す
- 二、禮讓を尚び規律を守る
- 三、言責を重んじ本分を盡す
- 四、體軀を鍛へ勇氣を養ふ
- 五、勤儉を主として質素を旨とす

同目的

- 一、團員をして既得の道德的智識を實行せしむるために適當なる機會を與へ報効獻身の美德を涵養せしむ。
- 二、團員をして不健全なる思想に感染せしめ且つ社會の誘惑に遠ざからしむ。
- 三、團員をして體力を充實せしめ行動を勇敢敏捷ならしめ以て剛毅忍耐の徳を養成せしむ。
- 四、團員をして實際的智識を得しめ且つ利用厚生に關する興味を喚起せしむ。
- 五、團員をして協同一致進んで善をなすの美風を涵養せしむ。

同事業

- 一、各種見學及實習
- 二、參拜及展墓
- 三、探險及踏査
- 四、團體的訓練

- 五、體育的諸動作
- 六、其の他各地方に適切なる事項

一〇、主なる少年團體の實際

少年團體の優劣は今直に評定することを得ない。次に掲げの團體は成績が優良であると云ふ意味で選んだのではない。只調査に表はれた所に依つて斯の種團體振興上の參考に供せんがために任意に選擇したに過ぎないものである。

(一) 大日本少年團 (本部、東京市四谷區右京町)

一、沿革

大正三年秋東京少年團が發會式を舉行してから、各地方少年團から續々連絡提携の申込みがあるのに鑑み、各地方少年團の中心機關たるべく、大正三年十二月に創設されたものである。爾來今日に至るまで加盟團數全國各地に抄り九十團に及び、大正九年には英國に開かれた少年團國際大會に二名の代表者を派遣し、内外連絡の機關となつて居る。

二、規約

綱領

本團建設ノ要義ハ大日本帝國ノ少年子弟ニ堅實ナル國民思想ヲ扶植シ併セテ體力ノ充實ヲ圖リ他日國家ノ柱石タラシムルニアリ。乃チ左ノ五ヶ條ヲ以テ本團ノ綱領トス(前掲)

第一章 總則

第一條 本團ヲ大日本少年團ト稱ス

第二條 本團ハ本部ヲ東京ニ置キ各地ニ地名ヲ冠スル少年團ヲ設ク

第三條 各地少年團ハ其創設ニ當リ本規約ニ基キ必要ノ規定ヲ作り本部ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條 本規約ノ變更竝ニ本規約ニ基キ特別規定細則等ノ制定變更ハ本部職員ノ意見ニヨリ評議員ノ協定ヲ經テ團長之ヲ行フ

第二章 目的及事業

第五條 前掲

第六條 前掲

第七條 前條諸科目ノ實施ニ關スル事項ハ各地少年團長之ヲ定ム

第三章 機關

第八條 本團ニ團長、副團長、理事(醫員)評議員、監事、各若干名ヲ置ク

第九條 團長ハ本部職員一致ノ意見ニ基キテ之ヲ推戴ス

第十條 副團長ハ一切ノ團務ヲ總理ス

副團長ハ團長ヲ補佐ス

理事ハ團長ノ命ヲ承ケテ一切ノ團務及衛生ニ關スル事項ヲ掌理ス

評議員ハ團ノ事業ニ關シ審査立案ニ任ジ且ツ團長ノ諮詢ニ應ジテ意見ヲ具申ス

監事ハ團長ノ命ヲ承ケテ少年團ノ教育訓練ニ關スル事項ヲ掌理ス

第十一條 各地少年團ニハ團長一名理事評議員監事各若干名ヲ置ク

但シ土地ノ情況竝ニ團ノ大小ニヨリ機關ノ増減ヲナスコトヲ得

第十二條 各地少年團長ハ本部少年團長ニ屬シ其ノ少年團一切ノ團務ヲ總理ス

各地少年團評議員ハ其ノ團ノ事業ニ關シ審査立案ニ任ジ且ツ其ノ團長ノ諮詢ニ應ジテ意見ヲ具申ス

各地少年團監事ハ其ノ團長ノ命ヲ承ケテ團員ノ指導訓育ニ任ズ

第四章 團員ノ資格及ビ入退團

第十四條 團員タルヲ得ベキ者ハ十歳以上十七歳以下ノ男兒ニシテ本團ノ趣旨ヲ贊スル者ニ限ル

第十五條 入團志願者ハ各地少年團長ノ定ムル所ニ從ヒ願書ヲ提出スベキモノトス

第十六條 入團ヲ許可セラレタル者ハ所定ノ誓約ヲ爲スベキモノトス

第十七條 入團期ハ毎年四月退團期ハ毎年三月トス

但シ中途入團ヲ希望スル者ニ對シテハ翌年三月迄假入團ヲ許可スルコトアルベシ

第十八條 團員ニシテ退團セントスルモノハ其狀ヲ具シテ届ケ出ツベシ

第十九條 團員中團ノ趣旨ニ背キ不都合ノ行爲アル者ハ退團ヲ命ズ

第二十條 團員入退團ノ決裁ハ各地少年團職員ノ諮詢ヲ經テ其ノ團長之ヲ行フ

第五章 編制階級及ビ服裝

第二十一條 各地少年團ハ概ネ左ノ標準ニ據ル

分隊 五人 小隊 三分隊 中隊 三小隊

中隊内ノ小隊、小隊内ノ分隊ハ順序數ニ由ル番號ヲ附シテ之ヲ稱呼ス

中隊長ハ監事ヲ以テ之ニ充テ小隊長分隊長ハ上級團員ヲ以テ之ニ充ツ

但シ平素ノ訓練ニ際シテハ便宜變更スルコトヲ得

第二十二條 團員ノ階級及其色ヲ定ムルコト左ノ如シ

一級	白	五級	紫
二級	黃	分隊長	赤
三級	綠	小隊長	白赤
四級	青		

第二十三條 初年團員ヲ一級トシ教育年數、勤怠、行狀等ヲ參酌シ一年一回以上進級セシム

第二十四條 團員少年團トシテ行動スル場合ニハ各地少年團所定ノ服裝ヲナスベキモノトス

第六章 經理

第二十五條 本團ノ職員ハ無報酬ヲ以テ本則トス

第二十六條 本團ノ財計ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ據ル

(二) 淺草區少年義勇團 (東京市)

一、沿革

大正四年九月少年體育の目的を以て創立せし當時四十人の團員を有するに過ぎざりしが、大正五年有志者に依て本團後援會の設立を見、世論又本團の必要を認むるに至りて、目下團員四百九十七名を算し、區長區學務委員長軍人分會長區內警察署長等を顧問とし、小學校長も又陰に陽に援助せらるゝ結果益々發展の途に向へり。又本年一月より別紙印刷物及寫眞の如き制服を制定し團員の大部分は是れを用ひつゝあり。

二、團則 (次項參照)

三、目的 (同 前)

四、施設事業の概要

本團は運動用器具時價凡壹千圓基本金五百圓を有し年々有志者の寄贈金及本團後援會の補助金等を得るを以て團員より更に團費を徴するの要なし、又水筒の如きに至るまで無料貸與し得るの設備を有

す。毎月二―三回休日を利用して集合し重きを體育的諸動作及精神講話に置き、又少年になし得る程度に於て若干の社會奉仕的事業をなし屢々當局より謝狀を送らる。

五、將來の計劃

各關係者は誠心誠意を以て此の事業に當り出來得る限り多くの少年を教養せんとし將來に對する具體案の計畫中なり。

淺草區少年義勇團規約

綱領

本團建設ノ要義ハ少年子弟ニ賢實ナル 國民思想ヲ扶植シ併セテ體力ノ 充實ヲ圖リ他日國家ノ柱石タリ 國民ノ中堅タラシムルニアリ乃チ左ノ五ヶ條ヲ以テ本團ノ綱領トス

- 一、皇室ヲ尊崇シ國體ヲ辨ヘ忠孝ヲ全フス
- 一、規律節制ヲ恪守シ服從協同ノ德義ヲ重ス
- 一、體力ヲ練リ氣風ヲ貴ビ怯懦退嬰ノ氣風ヲ排ス
- 一、言實ヲ重ンジ本分ヲ盡ス
- 一、勤儉ヲ主トシ質素ヲ旨トス

第一章 團則

第一條 本團ハ大日本少年團ニ屬シ淺草區少年義勇團ト稱ス

第二條 本規約ハ大日本少年團規約ニ基キ淺草區少年義勇團ノタメニ必要ナル事項 規定スルモノトス

第三條 本規約ノ變更ハ本團職員ノ意見ニヨリ大日本少年團ノ承認ヲ經テ本團長之ヲ行フ

第二章 目的及事業

第四條 本團ノ目的ハ綱領ノ趣旨ヲ體シ左記諸項ノ實踐ヲ行フ期スルニアリ

- 一、團員ヲシテ既得ノ道德的智識ヲ實行セシムルタメニ適當ナル機會ヲ與ヘ報効献身ノ美德ヲ涵養セシム



第五條

- 一、各種見學及實習
- 二、參拜及展墓
- 三、精神講話
- 四、軍事初步ノ教練及ビ演習
- 五、體育的諸動作
- 六、其他必要ナル諸項

第三章 機關

第六條 本團ニ左ノ職員ヲ置ク

團長	一名	理事	若干名
副團長	二名	第一部指導者	若干名
評議員	若干名	第二部指導者	若干名
團醫	若干名	第三部指導者	若干名

第七條 團長ハ職員一致ノ意見ニ基キ大日本少年團長ノ承認ヲ經テ推戴ス

團長以外ノ職員協議ノ上團長之ヲ委嘱ス

第八條 團長ハ大日本少年團長ニ諒シ團務ヲ總理シ團員指導ノ責ニ任ズ

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アトキハ之レヲ代理ス

第九條 評議員ハ團ノ事業ニ關シ團長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ述ブルモノトス

第十條 理事ハ團ノ事業ニ關シ審査立案ニ任ジ且一般ノ庶務經理ノ事務ヲ分掌ス

第十一條 第一部指導者ハ文課ニ關スル教育ヲ擔任ス

第十二條 第二部指導者ハ武課ニ關スル教育ヲ擔任ス

第十三條 第三部指導者ハ衛生ニ關スル教育ヲ擔任ス

第十四條 各職員ノ業務ハ別ニ定ムル所ニ據ル

第十五條 各職員ハ本團ノ趣旨ヲ贊シ専心事ニ當ル者ヲ以テ之ニ充テ特ニ任期ヲ定メズ

第四章 團員資格及ビ入退團

第十六條 團員タルヲ得ベキモノハ十歳以上十七歳以下ノ男子ニシテ本團ノ趣旨ヲ贊スルモノニ限ル

第十七條 入團志願者ハ團醫ノ身體検査ヲ受ケ體格等ヲ定メ且保護者ヨリ加盟狀ヲ提出シテ團長ノ許可ヲ受クルモノトス

第十八條 入團ヲ許可セラレタルモノハ所定ノ誓約ヲナスモノトス

第十九條 入團期ハ毎年四月退團期ハ毎年三月トス

但シ中途入團ヲ希望スルモノニ對シテハ翌年三月マデ假入團ヲ許ス事アル可シ

第二十條 團員ニシテ退團セントスルモノハ其狀ヲ具シテ届出可シ

第二十一條 團員中間ノ趣旨ニ背キ不都合ノ行爲アルモノニ對シテハ退團ヲ命ズ

第五章 編制階級及ビ服裝

第二十二條 本團ノ編制ヲ左ノ如ク定ム

一、本團員ヲ一若クハ數個ノ中隊ニ區分ス

二、中隊ハ團員約百五拾名ヲ以テ編制ス

中隊長副中隊長小隊長ハ第二部指導者ヲ以テ分隊長ハ上級團員ヲ以テ之ニ充ツ

三、中隊内ノ編制ハ概ネ左ノ標準ニヨリ各小隊及分隊ニハ順序數ノ番號ヲ附ス

分隊十人 小隊五分隊 中隊三小隊

但シ必要ニ應ジ臨時變更スルコトアルベシ

第二十三條 團員ノ階級ヲ一級ヨリ四級ニ至ル五種ニ分ツ

第二十四條 初年團員ヲ一級トシ教育年數勤怠行狀等ヲ參酌シテ進級セシム

第二十五條 分隊長ノ任命並ニ團員ノ進級ハ團長之レヲ行フ

第二十六條 團員少年團トシテ行動スル場合ニハ左ノ服装ヲナスモノトス

- 一、所定ノ徽章ヲ左乳胸部ニ附ス
- 二、所定ノ團員手帳ヲ携帯ス
- 三、水筒ヲ携帯ス
- 四、洋服ニ靴若クハ筒袖和服ニ袴草鞋跣足袋ヲ用フ
- 五、學生帽ヲ用フ成ル可ク本團ノ制服ヲ用フ

第六章 教課ノ實施

第二十七條 第二章第五條ニ定ル教科ハ通常毎月二回若クハ三回休日ニ於テ實施ス

第二十八條 實施事項及ビ日時場所等ノ實施細目ハ職員會ニ於テ決定ノ上團長ノ承認ヲ受タルモノトス

第二十九條 實施領項目時場所等ハ本部其他ノ本團揭示場ニ揭示ス

第三十條 各部指導者ハ其手簿ニ團員ノ體格等差及ビ禁運動注意運動ノ記號ヲ記入シ團員各自ノ體格ニ適當ナル運動ヲナサシムルコト

ニ注意シ又團醫及第三部指導者ノ意見ヲ用フルモノトス

第三十一條 團員ニシテ缺席セントスルモノハ本部若クハ最寄指導者ニ届出ツ可キモノトス

第七章 經理

第三十二條 本團ノ職員ハ無報酬ヲ本則トス

第三十三條 團員各自ノタメ特別ニ之ヲ要スル場合ノ外ハ一切團員ヨリ團費ヲ徵集セズ

第三十四條 本團ノ財計ニ關シテハ別ニ定ムル所ニヨル

附 則

本團本部ハ東京市淺草區八幡町四番地ニ置ク

(三二) 中牧町愛國少年團 (金澤市)

一、沿革及將來の決心

世界を騒がした腥風血雨の大戦も刀折れ矢盡きて再び平和の春に返つた。而して荒涼たる國土混沌た

る社會世は擧つて急進を叫ぶは蓋し自然の數である。然るに國民思想動搖してその歸嚮する所を知らず。嗚呼吾人は既に忍ぶべきを忍び堪ふべきに堪へたり。唯之が救済の途は他日國家を双肩に擔ふべき幼童に待つ外はなし。即ち幼童の智力徳力體力は他日國家隆昌の三大原動力なり。吾等此に慮り、學校教育に従ひ相提携して大正九年十月三十日恰も教育勅語御下賜三十年記念日の嘉辰に當り本團を創立するの運に至れり。而して又同年十二月一日森山町小學校々々少年團聯合會に加入するを得たり爾來一年有餘此間孜々として内容の充實實績の向上に努力貢獻しつゝあるも、而も時運の進展は刻々として止まず、吾等一層死力を盡して以て目的の貫徹に努めん。

二、團 則

一、本團を愛國少年團と稱す

一、本團は七歳より十六歳までの男子を以て團員とす

一、本區域は中牧町下組、下牧町、御仲間 とす

一、本團には顧問若干名(保護者又は町内の名望家)

團長一名、副團長一名、講師一名、旗手二名、喇叭手二名、會計係(顧問一、團員一)を置くものとす

一、團長は團員之れを選挙す其他の役員は團長に於て指名す

一、本團員は一箇月一部(尋常一、二年)は金參錢二、三部(三年以上)は金五錢の團員を徵集す

但し徵集したる金額は團員中に不幸ありたる場合又は學用品を購入する場合に於て支出するもの

とす

- 一、本團には事務所を置くものとす
- 一、團員にして學籍を有するものは歸宅後必ず其の日に教授されたることを復習し且つ明日の豫習を爲すものとす
- 二、月一回團員の圖畫習字作文を廻送し批評をなすものとす
- 一、月一回講師の講師話を請ふこと
- 一、教育勅語の御趣旨を奉體すること
- 一、早起の習慣を養ふこと普通午前六時起床喇叭の合圖によりて郊外を散歩すること(晴天の日)
- 一、時間の勵行に努むること
- 一、團員は信義を重し約束は必ず履行すること
- 一、本團員は他町の團員と其の優劣を争ひ又は喧嘩口論をなさざること
- 一、月一回位遠足を行ふこと但し時節により見合することあり
- 一、徒歩競走を行ふこと
- 一、學業及家業の餘暇野球其の他適宜なる遊戲を爲し體力の増進に努むること
- 一、右本團々則に違反し又少年たるの體面を穢すが如き所爲ありたるときは顧問に於て訓戒し尙認めざるときは退團せしむるものとす

### 三、目的

五二

### 四、施設事業の概要

本團の目的は少年たるの本分を完ふし且つ精神修養智識の啓發體力の増進を圖るにあり。吾等は徒に規模の宏大なるを望まず事業の奇抜なるを欲せず唯々微々たる中に屹々として日夜研鑽努力しつゝあり。即ち毎月左の如き行事に依る。

- 一 日 我が氏神なる春日神社に參拜す
- 三 日 歸校後豫定の課業を終へ更に圖畫を描き取り纏めて講師先生に檢閲を仰ぎ然る後回覽す
- 五 日 綴方の練習を行ふ圖畫と同様
- 七 日 運動デーと定め體操教練徒歩競走等を行ふ
- 九 日 加法、減法、乗法の珠算を練習す時々源平に分つて競技を行ふことあり又大會を開いて優勝者に賞品を授くる事もあり
- 十一日 各自讀本を携帶し質問し讀破し漢字の書取練習等を行ふ
- 十四日 習字練習、圖畫、綴方等前に同じ
- 十七日 各自辯説の練習に資せんが爲め會話を聞き講師先生を聘し有益にして且つ趣味ある講話を伽嘶を拜聽することあり
- 十九日 算術練習、小學算術書教師用書の練習題によりて行ふ
- 二十一日 運動デー 前述通り
- 二十三日 讀方練習 前述通り

五三

二十五日 珠算

二十七日 話會

二十九日 算術

以上は毎月の行事なるも更に臨事行ふ事業少からず

大正十年六月十日時の宣傳日なるに依り本團も總員出動し時計の訂正に忙殺さる

大正十年四月一日粟ヶ崎に遠足し旁ら野外の研究に勉む

大正十年八月十五日金石遠足野外觀察を行ふ

大正九年十二月一日森山町小學校々々少年團聯合大會に全員出席し團長本團の事蹟の概要を語る

皇太子殿下御歸朝祝賀日に當りて他の少年團と聯合し旗行列をなして全市を巡り滿腔の祝意を表す

毎年入營軍人除隊軍人の歡送迎

毎年三回の學藝溫習會

毎月の圖書、雜誌、成績品の同覽

時季に依り野球、スキーの遊戯を行ふ

毎日毎朝午前六時喇叭の合圖によりて集合し郊外を散策し或は體操遊戯を行ふ

右の如き行事を遂行しつゝあるには多少の經費器具を要するや言を待たず、幸ひ有志の御寄附に依り僅少の團費に依り年々歳々隆盛に赴きつゝあり。團員並に團員父兄にして不幸ありたるときは此の貧弱なる資財の一部を割き吾等の純眞の熱情に依つて微意のある所を表明すべく香典を呈するのである。

(四) 玉成少年義勇團 (青森縣中津輕郡)

一、沿革

大正四年十月陸軍特別大演習を津輕の野に行はせらるゝに當り辱くも 大元帥陛下風叢を此の地に駐めさせられ親しく奥羽疵緜の武を樹はせ刺へ東僻陬遠の民草に均霑の瑞露を垂れさせ給ふ。我が校この盛時に遭遇し文武蓋天の隆徳に感激し將來の教育に資費を期し茲に玉成義勇團を組織す。會々陪覽の爲め當地に滞在せられし一戸大將(弘前市出身)之を聞き大に稱賛し自ら團旗を書して授け、十月廿五日發團式を擧ぐるに際し特に檢閲の勞を取られ且つ懇篤なる訓示を與ふ。參謀次長(前陸軍大臣)亦臨みて剴切なる訓告をなして激勵せらる。斯くて本團は創立せられたり。

玉成義勇團規則

第一章 名稱及位置

第一條 本團ハ玉成義勇團ト稱シ事務所ヲ青森縣中津輕郡清水村外十ヶ村組合立玉成高等小學校内ニ置カ

第二章 組織

第二條 本團ハ玉成高等小學校現在學兒童ヲ以テ組織ス

第三條 本團内拾參歲以上拾八歲未満ノモノニシテ希望ノモノハ入團ヲ許可ス

第三章 目的

第四條 本團ハ左ノ三綱領ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス

- 一、皇室ヲ尊崇シ國體ヲ辨ヘ忠孝ノ大義ヲ全フスルコト
- 二、規律節制ヲ恪守シ服從協同ノ德義ヲ重ズルコト
- 三、體力ヲ練リ氣節ヲ賞ビ怯懦退嬰ノ氣風ヲ排スルコト

第四章 規約

第五條

本團員ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ規約ヲ遵守スルモノトス

- 一、五ニ相戒メテ行ヲ正ウスルコト
- 二、個人及ビ團體ノ名譽ヲ重ズルコト
- 三、自己ノ任務ニ忠實ナルコト
- 四、勤儉尙武ノ風ヲ貴ビ向上進取ノ意氣ヲ振作スルコト
- 五、實踐躬行ヲ旨トシ空論妄語ヲ慎ムコト
- 六、廉恥ヲ重ジ長上ヲ敬ヒ多友ニ信ナルコト
- 七、人ニ對シテハ温良親切ナルコト
- 八、進デ人ノ難ニ越キ好ムテ公共ノ事ニ盡スコト
- 九、飲酒喫煙ヲ避ケ遊惰驕奢ノ風ニ感染セザルコト
- 十、努メテ身體ヲ鍛鍊シ體育ヲ疎カニセザルコト
- 十一、日常ノ使用品衣食住等ハ凡テ質素ナルコト
- 十二、浮華淫靡ノ感興ヲ起サシムベキモノヲ見聞セザルコト
- 十三、神社佛閣教會等ヲ敬スルコト
- 十四、常ニ團體中ノ一員タルコトヲ忘レズ我意放縱ノ行爲ニ流レザルコト
- 十五、團旗ノ由來ヲ知悉シ名譽ヲ汚サザルコト

第五章 役員

第六條

本團ニ團長副團長各一名監督若干名ヲ置キ團長 學校組合長ヲ推戴シ副團長ハ王成校長之ニ當リ幹事監督ハ王成校關係者ニテ團長ノ指名ニ依ル別ニ顧問ヲ設ケテ現役又ハ兼備役ノ軍人ニ囑托ス

第七條

本團ノ經費ハ有志ノ寄附ニ依リ支辨シ剩餘ヲ以テ基本金ヲ作成ス

第六章 經費

第七章 雜

第八條 團長ハ本團ノ目的ヲ達スルタメ別ニ細則ヲ定ム

二、玉成義勇團細則

第一條 玉成義勇團玉成高等小學校ノ訓育ヲシテ一層徹底實現セシメノガ爲メ組織セルモノナレバ其ノ目的ヲ達成セント欲シ本細則ヲ定ムルモノトス

第二條 本團ノ行事ヲ左ノ諸項ト 綱領規約ニ關スル事項ヲ此ノ間ニ於テ適宜行テモノトス

一、皇恩奉謝式時日、毎月十三日、三十日ノ貳回始業前講堂ニ於テ行フ  
方治 職員一同兒童全部南面シテ遙拜、君が代合唱、教育勸語、戌申詔書奉讀、訓話

一、軍事初歩ノ演習、毎週金曜一回  
一、軍事の演習檢閲毎年二回

一、旅行年一回 遠足毎年三、十二月ヲ除キ毎月一回  
一、運動會 毎年春秋貳回

一、講演會 毎月一回  
一、雪中行軍 年一回

一、記念演習 毎年三月十日  
一、神社參拜 毎月一日始業前

一、新年初詣詣リ、岩木山神社へ登山  
一、其他體操、遊戲、擊劍、力試、膽試等隨時行フ

一、社會奉仕 道路ノ修繕、掃除ヲ行フ  
一、勤勞作業 耕耘(家庭ニテ一坪農業)校舎内外ノ掃除

第三條 團長ハ團務一切ヲ統轄ス

副團長ノ旨ヲ承ケテ團務ヲ處理ス  
幹事ハ團務ヲ幹旋ス、監督ハ團務ヲ分任シ且ツ團員ヲ監督指導ス

第四條 毎年四月玉成高等小學校入學式ト共ニ入團式ヲ行フ卒業後ト雖モ滿十八歳迄ハ團員タルモノトス

第五條 毎年九月廿五日創立記念式ヲ行フモノトス

式舉行事項 團旗奉送迎 分列式、綱領讀誦訓示、運動競技

第六條 本團ハ分隊、小隊、中隊ニ分チ左ノ區別ニ從ヒ編制ス

一、卒業生其他 一、現在男生徒

第七條 分、小隊長ハ團員ヨリ之ヲ任ジ其ノ他ハ監督之ニ當ルモノトス

第八條 團員ニシテ初年級ノモノハ第三級トス左ノ如ク階級ヲ定ム

第一學年 第三級 第二學年 第二級 第三學年 第一級

第九條 前條ノ級別ハ玉成高等小學校ノ肩章ヲ以テ表示スルモノトス

一級 輪廓赤色 二級 黃色 三級 輪廓黑色

分隊長ハ腕章赤、小隊長ハ黃色トス

第十條 服裝ハ左ノ通りトス

衣服、質素ナル學校服裝(木綿服ニ限ル、筒袖、袴着用)

携帶品、背負袋(白木綿製斜ニ捻リ縫)手拭

履物、草鞋又ハ足高草履

第十一條 團員ニシテ能ク團則ヲ守リ他ノ模範トスルニ足ルモノハ褒賞ヲ與ヘテ表彰ス

### 三、目的

近時國民教育上精神的訓練を要することを痛切に感ぜり。特に當郡は農村因襲の久しき不規律にして苟安退嬰の風あり。加ふるに近來時代の影響を受け浮薄驕奢に流れ質實重厚を缺くの嫌あり。之れ本團を組織し團則並細則を遂行して本校訓育を助け適切なる教養を行はんとする所なり。

### 四、施設事業の概要

前記本團細則第二條の事項は本團に於て目下實行しつゝある施設事業にして而も細則に規定せる要

目は必ず之を實行するを旨とせり。されば茲に施設事業の概要を掲ぐるも前記細則第二條と重複するを以て略さんとす。

### 五、將來の計劃

之を思ふに近時社會の情勢を観ずるに本團三綱領並に規約の勵行は國民精神の陶冶上其必要を感ずること眞に切なるものあるを覺ゆ。されば本團に於ては常に團則並に細則の實行に努め特に將來は團員の精神修養に關する諸施設を盛んに實施し益々之が健全なる發達を圖り國民教育上に貢獻せんとするものなり。

## (五) 西林兒童團 (德島縣阿波郡西林村)

### 一、沿革

本團は明治四十三年以降以來の施設にして要は西林尋常高等小學校に在籍する兒童校外指導並に取締の一助として同校職員會決議に基き實施したるなり。其組織各傍示(通學區域内各傍示に分つ)兒童の自律的規矩に待ち學校の間接的指導と監督とを執る方針なるを以て兒童團長(その傍示通學兒童中の最高學年中より互選したるもの)の熱心なる活動と冷淡なる者並に後援その傍示青年及有志の如何に依り其年度又は今日に至る間に於て、或年限は大に進興し又は遅緩し且つその傍示の狀況に依りその成績に相違あるも約十三年間初期の目的は漸次達成せられつゝあり。殊に現社會の狀況に鑑み青年團處女會の基礎訓練をなさしむるに恰當せるものと認め大に之れが獎勵に努力するの方針なり。

## 二、團則

別紙の通り大正十年四月更正のものを添付す

## 三、目的

別紙の團則に示すが如く要は

- (1) 自己は自己の身體の格、精神の性を自覺しこれを自信しこれを一層健實に達成せしむる如く自律的自己訓練をなすの方法と實行の暗示と機會とを附與するに在り。
- (2) 一面 自己の達成は團體の規矩中にあるものにしてその行動は自己と團體員の調和的助成にあり。斯くして團體の健實にして純なるものを組織する事は益々自己を達成する所以なることを自覺せしむるに在り。

- (3) 兒童の自治的識見を通じて校外取締として本校教育上の校風助長とその成績を適確ならしむる爲め善導補助の機關とせり。

## 四、施設事業の概要

左に今日に及ぶ間に實施したるものは

- (1) 往復途上及學校外風俗の矯正  
その方針綱領は團則別録に準據す
- (2) 早起の獎勵と缺席遅刻兒童の防止
- (イ) 兒童團に喇叭を購入し毎朝傍示内適當の場所に於て吹奏し登校時間を周知せしむ

- (ロ) 長期休業中は毎朝又は隔日に喇叭を吹奏し早朝神社に參拜し體操及精神訓話或は申合をなすつゝあり。

## (3) 學力の共同復習

その傍示内適當なる場所又は居宅に於て團員全部(此時は上級生指導者となる)相當學年の一部團員は復習會又は談話會を行ひ、長期休業中には學校より黑板、机類、又は差支なき限り標本等を貸與し復習會をなさしめ傍示監督教師之を指導し終りて學藝會又は運動會を行ひつゝあり。

- (4) 體力方面として登山遠足並に男子の爲に海軍記念日、旅順開城記念日(本校の訓令により三大節に準じをれり)に、女子の爲に地久節に自治兒童團の運動會を開催する外、各傍示兒童團は單獨に小規模に體力の向上の爲に小運動會競技會を開催しつゝ在り。

## (5) 各傍示の出來事調査

缺席兒童の理由調査

善行惡業兒童の調査

以上は各傍示兒童團長の手許にて事件發生の都度交付の日記に記載し當日又は至急を要せざるものは翌日學校内兒童團主任教師の許に提出しその檢閲及處置並に注意を受くる事となせり。斯くして學校は

- (イ) 災事不慮の件に就き事實を再調し之に依り朝會等の兒童會合の際を利用し原因動機實狀結果並にかゝる場合に於ける處置に對する訓話を行ひ

- (ロ) 兒童出席の獎勵と併せて家庭連絡の一助とせり

- (ハ) 兒童操行調査の資料となしつゝ在り
- (6) 長期休業を利用し家庭勤勞品調製並に之れが展覽會を開催する外機會を利用し社會奉仕又は祖先崇拜偉人敬悼等の意味に於て神社、戰病死者軍人、祖先の墓所掃除をなさしめ或は道路防害物件の除去並に手合ふ修理等をなしつゝ在り
- (7) 平素訓練は毎日各傍示兒童團毎に學校庭に分列的に始業前十五分前に定の場所に集合せしめ服装檢閲、缺遅刻生兒童の調査及教誨を與ふるにあり。
- (8) 猶ほ施設の要目及之れが方針は別紙添付の兒童團規の第四條に依り逐次遂行の緒に着けり。

五、將來の計劃

- (1) 現態の徹底  
要は西林校兒童團規第四條に細記する事項を一層適確に實行を指導すると共に
- (2) 擴張の方針

父兄識者の諒解を求め青年團處女會の基礎的訓練陶冶の機關として之と連絡統一を圖り以て社會奉仕の精神を涵養し且つは一面兒童保護會の育英の意味を加味して父兄有志の後援を仰ぎ人物養成の越旨を徹底せしめんとす、從て機會を求め之れが目的達成の施設の設備(例へば會合、修養場、掲示板、机、運動等、參考圖書文庫の類)の完成を圖るの計劃なり。

西林校兒童團規程 (大正十年四月修正)

第一條 本團ハ西林校在籍ノ兒童ヲ以テ組織シ自治的訓練、團體的行動等之レガ精神涵養ニ努力セシムルト共ニ校外取締ノ善導補助ヲ

ナサシムルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ本部ヲ西林校ニ各支部ヲ左ノ傍示ニ設ケテノ方面ノ通學兒童ヲ團員トス

- 1、東村兒童團
- 2、岩津兒童團
- 3、切戸兒童團
- 4、化岡兒童團
- 5、植樺兒童團
- 6、長峰兒童團
- 7、西谷兒童團
- 8、馬場兒童團
- 9、東林兒童團
- 10、五明兒童團

第三條 本團ニ左ニ役員ヲ置キ選出權限任期ヲ左ノ如ク定ム

甲本部 總裁一名 學校長ヲ推戴シ各支部兒童團ノ代理トシテ任期不定

主任一名 首席ノ先生ヲ推戴シ、各支部兒童團ヲ間接ニ監督指導シ之レガ善導ニ努ムルト共ニ兒童團長會ノ議長トナル任期不定

監督先生 若干名各支部兒童團傍示内ノ居住者又ハ最寄ノ先生之レニ當リ、兒童團主任及團長ト協調シ直接之レガ善導ニ當ル、任期不定

乙支部 團長十名(各傍示一名)團員ヲ直轄シ之レガ指揮命令ヲ第一條目的遂行ノ實ヲアゲシムルト共ニソノ團ヲ代表ス

副團長 二十名(各傍示毎ニ男女 一名)團長ヲ輔佐シ實績ヲ擧グルニ努力スルト共ニ團長ヲ代理ス。

幹事 三十名(各傍示毎ニ男二名女一名)團長ノ指揮命令ヲ奉ケ團員ノ實行ヲ督勵スルコト

以上團長副團長幹事ノ任期ハ各一年トシ尋五以上ノ團員ヲシテ本部ニ於テ互選セシム  
評議員若干名 青年團區會役員中並ニ團員父兄中特志者ニ本部ヨリ囑托シソノ傍示ノ兒童團計劃實施ノ當否ニ付キ注意ヲ乞ヒ聲援ヲ享ケル事 任期二ケ年

第四條 本團ハ第一條ノ目的ヲ遂行スル爲ニ左ノ卒業ヲ行フ

- 甲、學校ヨリノ命令事項
  - イ、往復途上ニ於ケル風儀ヲ矯正ニ努マルコト
  - ロ、各傍示ノ出來事ノ調査報告
  - ハ、出席督勵缺席生ノ理由調査
  - 一、善行惡業兒童ノ調査報告
- 乙、各兒童團ニ於テ臨時斟酌シテ實行スベキ豫告事項
  - 1、體育方面 早起會 相撲 徒競走 遠足 旅行 見學 運動會



- 2、修養方面 氏神職病死者及偉人ノ墓所參拜 同上監督教師ノ精神講話 自宅神佛棚ノ朝拜 學力ノ共同復習 談話會 傍示學藝會
- 3、社會奉仕 監督教師引率傍示巡視社會公衆ノ便宜ヲハカラシム

丙、日定行事

- 1、毎日團長バ可成一定ノ場所ニ團兒ヲ集合セシメ人員點味並ニ注意事項ヲ說話シ登校スル事 但シ遲刻ノオソレアリト認ムル時ハ團員全部揃ハズトモ直ニ登校スベシ
- 2、登校後第一號鐘ニテ既定ノ場所ニ集合セシメ監督教師指揮ノ許ニ整頓、人員點呼、服裝檢閲ヲナシ兒童團主任先生ノ訓話ヲ亨スベシ
- 3、團長ハ毎日歸宅ノ際監督教師ノ團員ニ對スル注意事項等ヲキトリカヘルベシ
- 4、國家祝祭ノ前日ニハ國旗掲揚ノ宣傳ヲナスベシ
- 5、日曜日ニハ必ず一度兒童團役員ハ區内ヲ巡視シ團員ノ惡戯ヲ防止シカツ公益作業ノ有無ヲ檢シオキ團員ヲ指揮シ社會公衆ノ便宜ヲハカルベシ
- 6、祭禮、非常時ノ混雜ニ際シテハ團長ハ特ニ注意シ團員ノ監督ニ嚴重ニ行フベシ
- 7、夏期ノ水泳、冬期ノ火用心ニ付テハ團員ニ一層注意ヲ促スト共ニ團長ハ之レガ監督ヲ嚴重ニスベシ
- 8、特ニ配布シアル校外ニ於ケル兒童心得ハ之レヲ督勵シテ實行ナサシムベシ

第五條

- 本團員ニ對スル獎勵並ニ懲戒法左ノ如ク定ム
  - 一、團員ニシテ特殊ノ善行ヲ認メ一般ノ模範ニ呈ルモノハ隨時之レヲ表彰ス
  - 二、各團中成績尤モ優秀ナルモノニハ學年末ニ於テ之ヲ表彰ス
  - 三、團員ニシテ不良行爲ヲ認ムル時ハ團長列席ノ許ニ訓戒ス最モ團長ニシテ團員ノ不良ヲ認ムル時ハ相應ノ注意ヲ與ヘ猶改メザル時ハ一應ノ注意ヲ與ヘ猶改メザル時ハ其ノ懲戒ハ學校ニ申出決シテ之レヲ自決スベカラズ
- 第六條 本團ノ統一及ビ周知方法ハ左ノ如ク定ム
- 一、團長ハ交付セラレタル日誌ニ毎日團友團員ノ狀況區内ノ狀況注意命令事項ヲ記載シ毎週土曜日ニ監督先生ノ檢閲ヲ受クベシ
  - 二、毎月末兒童團役員會ヲ本部ニ開催シ翌月ノ行事申合並ニ注意事項ヲ亨ケ之レヲ日誌ニ認メ次ノ月末ニソノ實際ヲ整理シ兒童團主任先生ノ檢閲ヲ受クベシ

三、各兒童團ハ監督先生ノ列席ヲ仰キ年四回(春秋夏冬)總會ヲ開議スベシ本部大總會ハ年一回春四以上ノ團員ヲ以テ二月上旬行フモノトス

第七條 本團ノ經費ハ學校及ビ本部ヨリ給與ス、萬一各團ノ事業計劃ニシテ經費ヲ要スル場合ハ學校及ビ本部ノ承認ヲ需メ決シテ漫リニ團員ニ出金ヲ命ジ又ハ寄附等ヲ強要スベカラズ

第八條 各團ニ學校及本部ヨリ交付シタル並ニ各國ニ專屬スル諸帳簿、物品等ハ團長之レヲ保管シ每年末本部ニ於テ改選シ團長ニ引續ヲナスベシ

附 錄

A 綱 領

- 一、我ハ我ガ全力ヲ盡シテ善良ナル團員トナリ將來健實ナル市町村ヲラン事ヲ期ス
- 二、我ハ我ガ全力ヲアゲテ自己ノ心身ヲキタヒアツバレ有爲ノ人物トナラン事ヲ期ス
- 三、我ハ我ガ名譽ノ爲ニ兒童團ノ綱領團訓及心得ヲ遵奉ス

B 團 則

- 1、團員ハ名譽ヲ重ンズベシ
- 2、團員ハ規律ヲ重ンズベシ
- 3、團員ハ禮儀ヲ重ンズベシ
- 4、團員ハ馴從順ナルベシ
- 5、團員ハ質素ナルベシ
- 6、團員ハ勇氣ナルベシ
- 7、團員ハ快活ナルベシ
- 8、團員ハ忠實事ヲナスベシ
- 9、團員ハ萬人ニ親切ナルベシ
- 10、團員ハ進ンデ善事ヲナスベシ

D 學校外ニ於ケル心得 (兒童團員ニ配布)

- 一、道路及交通機關ニ對スル心得
  - 1、左側ノ通行ヲナスベシ
  - 2、道路ヲ惡戯ヲナシ又ハ往來ノ妨ゲヲセヌ事
- 二、遊戯ニ關スル心得
  - 1、汽球、玩具等ヲ弄バヌコト
  - 2、石投ゲ木登リナド危險ノ遊ビヲナサヌコト
  - 3、往來道路ヲ汚シタリ妨ゲトナル物ヲ置イタリ棄テヌ事
  - 4、荷車、馬車、自轉車等 飛乗ヲセヌ事
  - 5、汽車道ヘハイラヌコト
  - 6、道標測量抗ヲ荒サヌコト

- 3、裸リニ金銀物品ヲ持チ出サヌコト
- 5、所定外ノ期日場所ニ於テ水泳ヲセヌコト
- 三、公共物及ビ他人ノ所有物ニ關スル心得
  - 1、提防、溝ノ近傍ニアル石杭ナドヲ動かサヌコト
  - 3、田畑、作物、果物ナト荒サヌコト
  - 5、無用ノ所ニ出入セヌコト
  - 7、共同便所ヲヨゴサヌコト
- 四、言語、風俗ニ關スル心得
  - 1、服裝ヲ正シクシ常ニ手拭、鼻紙ヲ携フルコト
  - 3、他人ヲ呼び捨テセヌコト
  - 5、多人數集會ノ席ニテ他人ニ迷惑ヲカケヌコト
  - 7、買食立食ヲセヌコト
- 五、他人ニ對スル心得
  - 1、尊敬スベキ長者ニハ敬禮シ友達同士モ互ニ挨拶スルコト
  - 3、軍隊葬儀行列ヲ横切ラヌコト
  - 5、外國人ニ對シテ無禮ノ振舞ヲセヌコト
  - 7、他人ヲ敬愛シ又ハ敬愛サレヌコト
- 六、家庭ニ於ケル心得
  - 1、目上ノ人ノ言ヒツケハヨク守ルベシ
  - 3、家事ノ手傳ヲスルコト
  - 5、朝起ヲシ夜更ヲセヌコト
  - 七、衛生ニ關スル心得
    - 1、常ニ手足ヲ清潔ニスルコト
    - 3、生水ヲ飲マズ日増又ハ夫熱ノ果物ヲ食セヌコト
- 5、不良不潔又ハ流行病ノアル場所ニ近ヨラヌコト

5、不良不潔又ハ流行病ノアル場所ニ近ヨラヌコト

(六) 町別學友團 (姫路市立城南尋常小學校)

一、沿革

明治四十三年十月戊申詔書御煥發第二周年記念事業(兒童に實踐せしむべき戊申詔書中の重要事項覺書として明治四十一年十一月に發表したる規定第四項イ號の具體施設とす別冊本校施設事項參照)として起り通學區域を二十區に分割して本團を設置し同月十三日の記念式場に於て發表せり。當時は本校に高等科の附設ありて女兒童の收容なかりしも明治四十五年四月郡部編入の爲學區域の増大と共に高等科を他に移轉し同時に女兒童も容することとなり大正六年四月女兒各學年の充實したるを以て同月より男兒と同じく女兒學友團を組織し現時兒童一千五百四十三名(大正十年十二月末日調)に對し之を四十團とせり。

二、團則

極めて簡單、別冊本校施設事項第二八頁に掲載

三、目的

兒童の相互自治的に信義を重んじ醇厚成俗の美風を實現せしめんことを期す。

四、施設事業の概要

1、各團一冊づゝの帳簿を與へ役員(幹事及助手)をして團員中の善行篤志其他細大淺さず見聞の儘

を記入せしめ校長及當課區域擔任の教員は少くも毎月一回之を檢閲することとし記事々項中一般兒童の儀範たりと認むるものは之を講堂訓話の資料とし場合によりては其の事實を精査して孝子表彰の参考とすることあり(本校施設教育勅語御煥發第二十周年記念事業として毎年十月三十日に兒童中の孝子を表彰し同三十周年記念として表彰者全部を以て孝子會を設立)

2、校長は臨時に役員全部を集めて校外に於ける實踐方法を指導す。  
團の役員は自治的に所屬兒童を集めて隨時必要に應じ樂書の拭去街路上の障害物除去等の事業を行ひ又は相伴ひて近距離の旅行を試むる等務めて團體的の行動に出づるを常とす校長及教員に於ては兒童の行動に多少の過ありと認むる場合徐に之に警告を與ふるに止め別に彼等に拘束を加へず。

3、夏冬季休業の場合には團員の全部又は一部適所に集まり長幼相倚り相援つて學科の復習談話會等を行ふ。

4、本事業は單に學校のみならず其の町に於ても責任を負はしむ故に學校は本團に從屬して最寄に於て町別の父兄會を開く

五、將來の計劃

別の計劃を有せず只現在の方法を繼續し一層之を有力ならしめて効果を永遠に收めんことを期せり要は兒童か自發的に團體の趣味を知了すると共に在學者中に一人の不良兒ならしめ其の効果を卒業後に及ぼし尙進みては一般の家庭及其の町の風儀に影響せしめんことを企圖す。故に町別父兄會を開

するに當り時には甲町と乙町との兒童の風儀其他の優劣を比較説明して幾分の刺戟を加ふることあり。

町別學友團規定

- 一、兒童相互に信義を重んじ醇厚成俗の美風を實現せしむる目的を以て町別學友團を設置す
- 二、本團は姫路市立城南尋常小學校男兒童を以て組織す
- 三、本團に幹事一人助手二人を置き兒童中に就き城南尋常小學校長之を選任す  
但幹事及助手は六ヶ月毎に交代するを例とし適當の兒童を得ざるときは再選す
- 四、幹事以下の役員は常に學校の職員を助けて校外に於ける兒童の風儀を善真に指導し其の成績を學校に報告するの任務を有す

(附記) 明治四十三年十月十三日戊申詔書捧讀式々場に於て發表したる區域は左の如し

學友團 番號	所屬町名	設置當時 の兒童數	學友團 番號	所屬町名	設置當時 の兒童數
一	十二所前、新身町	四六	二	西鹽町	二四
三	西魚町、惠美酒町	三三	四	坂元町	二九
五	本町	二八	六	綿町	二二
七	東、中、西二階町	五四	八	福中内新町、福中町、俵町	三九
九	堅町、加納町	四五	一〇	東、中、西、吳服町	四五
一一	東、西紺屋町、大工町	三七	一二	總井町	二四
一三	上、下、白銀町	三三	一四	直養、井南町	二七
一五	光源寺前	三六	一六	豐澤北	六七
一七	豐澤南	二一	一八	驛前	二三
一九	船場	二一	二〇	東部	三六

備考 明治四十三年十月開催の保護者懇話會席上に於て保護者は今後に行はるべき懇話會は本團に從屬して便宜の場所に於

(七) 今市報徳少年團 (栃木縣上都賀郡今市小學校)

一、沿革

當報徳少年團は大正九年四月八日を以て之を組織し高等科男兒童を團員とせしが、義務教育修了者にして高等科に入らず直に家庭の人となる者あるを以て、大正十年四月尋常科第六學年男兒童をも入團せしむることとせり。團長は本校訓導藤沼多三郎を以て之に任じ副團員以下の役員は團員中より選出せり。

二、團則

團則は之を設けず。

三、目的

教育勅語の趣旨の徹底を圖るは勿論なるも當地は二宮尊徳翁終焉の地なれば特に翁の遺訓に基き報徳主義を鼓吹し公徳勤儉自治の精神を涵養し將來青年團員たるの豫備教育をなすと同時に本校訓育の補助機關となすを以て目的とす。

四、施設事業の概要

創立日尙淺く事業の見るべきものなし。併し毎月又は毎年の行事として行ひつゝある事業の概要左の如し。

一、瀧尾神社(當地氏神)及び報徳二宮神社境内の掃除

二、二時間講習(青年團一夜講習に擬したるもの)

三、野球部の設立

四、講演會

五、社會奉仕

時の宣傳、高齢者調査、兒童調査(不就學、缺席、操行)左側通行宣傳、家倉調査、小林區苗圃の手入(大正九年五月同市小林區署より人夫不足の故を以て手傳を申込まれたれば團員一同休業日を利用して二日間出動したるに成績良好なる由を以て將來は毎年の行事となさんと協議中に屬す)

六、團員奉發的事業

學校運動場の凸凹修繕及排水、瀧尾神社公園内橋梁の修繕、學校園樹木の保護、其他公園の池浚等は何等交渉なく團員中にて自發的作業として實現せらる。

(八) 岩槻町こども會 (埼玉縣南埼玉郡)

一、沿革

1、本校卒業生(明治四十年三月高等小學卒業)中野源一郎氏の創立經營にかゝる、同氏は同窓生の親睦向上を期せんがために明治四十二年頃より自費を投じて雑誌の回覧、各自の成績物蒐集、茶話會等をなし相互の娛樂機關としてこゝに芽を生やす。

2、中野氏は其後慶應義塾商工學校(大正二年三月卒業)の課程を終へて郷里岩槻町に歸り大正二年十

一月十二日岩槻町こども會を創立す。

- 3、創立當初は會員四十八人なりしも中野氏卒先して社會貢獻に力を致し小學校兒童の貧困なるものに學用品を給與し雪の朝に道路を拓き「子供の聲」槻の二葉」等の冊子によりて兒童の綴文力の向上を期するなどに努めたるにより漸次會員を増し、大正三年には第一回の總會をあげ安倍季雄氏を聘してお伽講演を開催し全會員を善導向上せしめたり。
- 4、大正四、五年に亘りては同窓の向上を期し上級學校に學するものゝために豫習を企劃してその效をあげ陸海軍恤兵部に金品を贈りて(大正三年九月十一日)軍人を慰問し。
- 5、大正六、七、八に至りては益々こども會の存立を世に認められ小學校兒童全部該會員となる。
- 6 大正九年十月十七日岩槻町教育會開會の際こども會の活動の多大なるを認め満場の決議を以て岩槻町教育會に併合せらる。
- 7 大正九年十月三十日勅語下賜三十年記念を好機としおとぎ講演會を開催し松美佐雄氏の講演、兒童の成績展覽、學藝會を舉行す此際會則を協定す。(別紙参照)
- 8 大正十年一月一日「模範デー」を企劃し別紙の如き趣意實行要目を全町に配布す、同二月十二日第五回お伽講演を催す。
- 9 大正十年三月二十日郡教育會よりこども會の功績により中野源一郎氏表彰せらる。
- 10、大正十年四月より新著研究會を起す、中野氏毎月五圓宛を寄附し新刊圖書を購入し研究發表をなす、既に藏する圖書數三十四、研究發表を重ねること十一回に及び引續き實施せんとす。

11、大正十年五月二十八日第六回のお伽講演會を開き學藝會、講演、成績展覽等の外道路左側通行宣傳をなし、別紙の如き唱歌を配布し、町内數ヶ所に左側通行の標札を建つ。

12、大正十年九月三日 東宮殿下御歸朝に際し「子供の聲」第七號を發刊し全會員に附與す。

13 大正十年十月廿七日第七回お伽講演會を開催し例の如く舉行す。

14 大正十一年一月一日「模範デー」の宣傳實行要目の印刷を記布す(第二回宣傳)

## 二、會 則 附記参照

## 三、目 的 …… 會則第三條参照

本會は會員相互の親睦向上を圖るを以て目的とす。

## 四、施設事業の概要

沿革の部に略述したれども詳細は別紙参照

## 五、將來の計劃

現在は小學校兒童と會員の主體としてその親睦向上に努力しつつあるも將來は小學校卒業生を誘導せんことに劃策中なり。

大正十年四月より南柯會(當町に居られし大儒兒玉南柯先生を目標として修養に進まんとする會)を起し毎月第一日曜に學校に召集し修養講話、學科の補習をなし三事の實行をなし居れり。三事とは1、時間恪守、2 十錢以上の貯金、3、善行の蓄積是れなり。

將來は小學校を中心としてこれが青年團、處女會と相提携大合同して健實なる第二國民を作る實を

擧げんとす。

「附」中野氏の本會に對する寄附金

大正九年度金貳百貳圓參拾六錢

「附」來二月十二日創立十週年記念お伽講演會を開く計劃中なり。

大正十年度本日迄にて金百二十九圓二十七錢五厘

岩槻町教育會子どもの會々則

- 第一條 本會ハ本町教育會之ヲ主宰シ岩槻町コドモノ會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本町小學依ニ籍ヲ有スル兒童ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ會員相互ノ親睦向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ目的ヲ達センガため左ノ事業ヲ行フ
  - 一、「子供ノ聲」刊行
  - 二、お伽講演
  - 三、雜誌ノ回覽
  - 四、兒童文庫
  - 五、學藝會及成績展覽會
  - 六、學友會
  - 七、其他
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一、會長……本町小學校長
  - 二、副會長……本町小學校首席指導
  - 三、幹事……本町小學校職員及高等科級長副級長
  - 四、顧問ニハ本町々及中野源一郎氏ヲ推戴ス
- 第六條 役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一、會長 本會ニ關スル一切ヲ總理ス
  - 二、副會長 會長ヲ補佐シ會長事故アル時之ニ代ル
  - 三、幹事 本會諸般ノ事務ヲ處理ス
  - 四、顧問ハ本會重要事項ニ關シ審理協定ス
- 第七條 本會ノ維持並ニ經費ハ顧問中野源一郎氏ノ好意指定寄附ニヨル

子どもの會主催に係る主なる諸事業

- 一、四種の雑誌(少年、少女、日本少年、少女の友)を明治四十二年九月以降今日に至るまで毎月寄贈して小學校上級兒童に 覽せしめたるもの五百九十六冊引續き實施中
- 二、子どもの會文庫を作り兒童の讀書力涵養につとむ。蔵むる圖書約百冊。
- 三、「楓の二葉」なる冊子を作り兒童の綴力、書方、圖書の成績を蒐集してその向上を圖る。(第二號より第四號まで)
- 四、「子供の聲」を刊行の兒童の綴り方を掲載して全兒童に頒布し綴文力増進したり。本年度の發行が第六號なり。
- 五、教授上の參考資料となる圖書を小學校に寄贈して教授の徹底を圖る(本年度のみにて約五拾有餘冊)
- 六、兒童に娛樂を興へ有益なる講演を聴かしめ且平素取得の學藝を復演せしむるための機會として子どもの會總會を開演すること五回 招聘したる主なる講師は安倍季雄先生(二回)松美佐雄先生(二回)大井冷光先生(一回)大村益雄先生(今回)山北清次先生(今回)
- 七、模範テリなる催を小學校にて始めたるが大に之を贊しその趣旨宣傳として實行要目千七百枚を印刷して頒布。
- 八、兒童學習用にとて屢々算術、雜記帳、鉛筆等の寄贈。
- 九、教授用具として必須なる硝子製造順序標本及燐寸製造順序標本を小學校に寄贈す。
- 一〇、小羊新著研究會を起し新刊圖書三十四冊を蔵し研究發表會を重ねること十一回なり。目下引續實施中

(九) 金堂佛教少年會 (滋賀縣神崎郡南五個社村)

一、沿革

本會は大正四年社會の要求により創設せられたもので、  
 創設時代は會員男子兒童二十二名でありました。  
 大正五年一月女子部を組織しました。  
 大正九年度に至りて青年部處女部を設置しました。

現在會員數

七六

男子兒童	五拾五名	女子兒童	四十八名
青年部	四十五名	處女部	參拾參名
計	百八拾壹名		

經費 初年度には金參拾圓強の支出なりしが大正十年度には支出金參百六拾九圓六拾四錢、收入の部に金貳百七拾八圓參拾五錢となりました。

現在基本金 參百六拾圓 銀行預金とす(年一割)

大正入年參月大谷派本山より模範少年會として表彰せらる。

其他村長區長軍人會等の團隊より年々後援あり。

尙小學校並青年會等とは了解のもとに共同して社會教育をなしつつあり。

二、會則

- 一會名 金堂佛敎少年會ト稱シ弘誓寺ニ設置ス
- 一目的 我が國民ノ心的生活ノ基礎ヲ完全ニ發達セシムル爲メ淨土眞宗ノ眞俗ニ諦ノ教義ニ依リ兒童並青年ノ宗教道德ノ思想ヲ養生スルヲ目的トス
- 一會長 會主ヲ以テ會長ニ充ツ
- 一役員 學識名望家ヲ以テ贊助會員ニ囑托ス
- 一會員 家庭ノ許可ヲ得テ引キ續キ一ケ年以上出席シタル者ヲ以テ正會員トナス
- 一附屬部 本會附屬トシテ左記ノモノヲ設置ス
  - 一青年部(東京、大阪、京都ニ支部ヲ設ク)
  - 一處女部(母之會)
  - 一講演部
  - 一文庫
  - 一運動部

- 一入會 尋常小學校入學ノ兒童ニ入會ヲ許可シ入會願書ヲ差出サシム
- 一小學卒業後ハ附屬部會員ニ入會ノ義務アリ
- 一例会 男子部毎週水 土 日 女子部同 土 日
- 一大會 春秋大會ヲ開クコト 花祭り 報恩講 會員追吊法會 慈善バザール 其他ノ社會的事業
- 一賞罰 本會ノ趣旨ヲ能ク實行シタル者ハ表彰ス特ニ衆人ノ模範トナル善ム者ハ本山教學部ニ報告スルコトアリベシ
- 一本會ノ趣旨ニ相違シタルモノハ退會ヲ命ズ尙所屬小學校青年團長ニ報告ス
- 一追記例會豫定表
  - 水 一週中新聞雜誌ノ記事ニ付キテ本會員トノ關係史譚約一時間半
  - 土 お伽會 會員ノ全部當番ニテナス お伽囃約二時間(大抵夜間六時ヨリ)
  - 日 佛前禮拜 法話 訓言 運動 登山 午前中 文庫開放

四、施設事業の概要

一、講演部

○春秋大會開催(兒童部) (大正十年三月八日プログラム參考)

- 一、シベリヤ土産譚
  - 一、小國民と新聞
  - 一、情の飛行機
  - 一、自保獨立
- シベリア慰問使 淺井 惠 定 師  
 大阪毎日記者 藤 枝 範 氏  
 同 記者 須 古 清 氏  
 京都幼稚園々長 岩 井 籃 水 氏

○兒童本位活働寫真 (大正十年六月二十五日プログラム參考)

- 一、皇太子御訪英記念御寫真

七七

- 一、地理實寫數卷
- 一、歴史譚小楠公 二卷
- 一、デブ君の心配
- 一、蟻とこほろぎ

皇太子御訪英の實寫は滋賀縣では本會が第一番でした。

○講演會(青年部) (大正十年九月二十六日プログラム參考)  
演題 獨逸の青年 淺井惠定先生

後(信仰的座談會)

○兒童文庫

現在藏書數 百八十五冊 但大正七年以後の出版書のみ

「お伽の里」なる巡廻文庫毎月一回實施す

月刊雜誌 赤い鳥 銀の船 日曜教園 宗教々育を毎月購入  
年數度お伽新聞の發行

○運動部

郊外運動 野球 庭球 フットボール クロツケー 輪投  
室内運動 ジャマンビリヤード カルム ビンボン 闘球盤 其他

○登山(史跡踏査)發掘物所持

毎月日曜には一回以上登山遠足を實施す。

青年部は年一回旅行を行ふ。

○社會奉仕 (慈善バザー)

處女部會員は吳服類のサンブルをミシン器械にて續ぎ合せ兒童向きの袋物、細紐、前掛、猿又、着物などを作つて賣ります。

青年部は卸屋から品物を安價で仕入れて現價で社會奉仕をします村人は本會のことを御慈悲の會だと申す。

二、貸提燈

慈光の二字を朱書した提燈を村の中央部に備へつけて置きます夜間の通行者は貸りる人が澤山あります。

三、下駄直し箱

村の端に材料箱を置きます使用者が澤山あります。

當地方では本會が最初でしたが現今では備へつけて無い村はありません。

四、學用品分與

慈善バザー開催の前日貧しき兒童には學用品を分與して當日父兄をして心配させないことに注意す

五、老人慰問

村落の老人にして貧しき者を慰問して寒暑の物品を送ります。



本年度正月には煙草、木炭、砂糖、木臘、餅等を送りました。

大正十年度に此事業に使用金貳拾圓〇五拾錢

#### 五、將來の計劃

一、兒童會館の設立

二、兒童相談所

其他の兒童に關する社會的事業

### (一〇) 下世屋文珠講 (京都府與謝郡世屋下村)

#### 一、沿革

何時の頃より設立せられたるものなるかは不明にして、八十歳内外の古老さへも其の起原を詳にせず。少くとも百數十年前より設けられたるものゝ如し。又兒童のみの會合にして何等記録の濟るべきものなし。唯だ現在の郷土状態より見るときは當部落と次に記述する松尾部落とは其の距離十數町にして壇那寺を共にす。即ち寺は當部落にある林濟宗松源寺なる所より想像して、本會の開基は松源寺の住職ならんかと考へらる。又文珠菩薩は智慧を司るとの信仰より幼時より佛教歸依者となさんとする方便の會合ならんかとも思はる。然れ共現今の住職は之れに就きて何等關係する所なし。

而して講員は全く十四歳以下の兒童のみにして昔日より大人其の他のものゝ何等の干渉を受くることなく持續し來れるものなり。從來は單に集合して會食懇談する一の親睦會の形なりしが如し。近

來に至りて稍々兒童らしき事業をなすに至れり。

#### 二、團則

目下の所何等文字に記されたるものなし。不文律の習慣性にて言ひつき語りつき來れるものゝ如し。現在講員にて講則制定中。

#### 三、目的

(イ)講員の親睦 (ロ)風儀改善 (ハ)社會奉仕

#### 四、施設事業の概要

A 毎年一月抽籤を以て宿主(會場)の輪番順を定め、毎月一日、十五日の公休日を利用して當番の家に集まる。

當日舉行事項

一、文珠菩薩の軸物を掲げ禮拜す。

二、其の宿主より豆と茶の馳走をうけ懇談し多少の議事をもなすこともあり。

三、講員交々立つて談話をなす。

一月の當番の家にては餅を出す、十二月には各員白米二合を持參し本年滿期退講する者は小豆を出し宿主の父母は之れを以て小豆飯を造り之を講員に供す。而して年中の懇話會を終了する定めなり。

毎年一月には文珠菩薩の賽錢と稱して各員三錢宛を供し、講長は之れを保管し置きて有益なる

事業に寄附する定めなり。

B、氏神の境内掃除

一日、十五日には青年會と共に氏神の境内を掃除す。

C、毎月一回兒童の自治によりて會誌を發刊す。

五、將來の計劃

A、學校先生や社會教化團の指導に基いて社會奉仕と講員の風儀改善に努力すること。

B、飲食物は成る可く節約する方針なり。

(一一一) 松尾文珠講 (京都府與謝郡世屋下村)

一、沿革

下世屋文珠講と大同小異にして其の起原も亦詳ならざること同様なれば省略す。

二、購則

文珠講規約

第一條 本講ニ入ルモノハ尋常入學ヨリ高等卒業マデ總テ講人タルノ資格アリ

第二條 講數ハ常ニ一定セズ

一月ニ必ズ一回爲シ、正月九月ノ如キ村多忙ナラザル時節ハ月二回爲シ、會費ハ正月全部持寄ルコト

第三條 會費ハ常ニ豆及粗ナル菜ノ外何ヲモセザル事

第四條 寄タル金ハ常ニ大切ニナシ決シテ人ト交換セザルコト及多額トナレバ軸物ノ買求ヲナス事

第五條 金ハ一回毎ニ全員、寄集シタル後檢査スルコト

報告者附記——此ノ講則ハ全然兒童ノ自作ヲ其儘記載シタルモノナリ

三、目的

施設事業等も前者と略同様なり。

(一一二) 濱松少年團 (濱松市)

一、沿革

大正九年初春の頃より我濱松市に少年團設立の必要なるを感じ。

陸軍少將	山下五二郎
濱松市長	渡邊素夫
海軍中佐	石井忠晴
濱松尋常高等小學校校長	米山喜太郎
濱松女子尋常高等小學校校長	石山逸八
同南尋常高等小學校校長	中田鑄次郎
同濱松西尋常小學校校長	大賀辰太郎
同東尋常小學校校長	徳増愛治
同縣居尋常小學校校長	村松十和吉
奉公會主事	鞍智芳草

右の諸氏協議すること數回、大正九年十月三日濱松尋常高等小學校講堂に於て岳陽少年團長渡邊水哉閣下等の「少年團に就て」の講演會開催一般有識者の了解を得少年團として校外教育の最も大切なるを感ぜり。

爾後前記諸氏熟議する事數度、市内有力者に少年團の趣旨を説話し、又各小學校長は團員たるべき少年の父兄に少年團の要旨設立越意書を送り、尙校内に父兄會を開き少年團に關し詳説する所あり。大正九年十一月二十八日伯爵二荒芳徳閣下の來演を希ひ、再び少年團に關する講演會を開催せし處、教育關係者並に市内有識者の來聽あり。同日引續き同件に付研究討議會を催し、大々質義研究を爲す其後少年團設立の議を決し、濱松少年團規約を設定して團則となし、遂に大正十年一月四日濱松少年團結團式を舉行するに至れり。

二、團則

(大日本少年團 と大同小異なれば略す)

三、目的

(大日本少年團則第二章に同じ)

四、施設事業の概要

大正十年一月廿二日午後五時五社境内に集合、團員壹千五百名、各々襟に敬愛する赤穂義士の姓名を縫着し、四十七士の靈を祭り遙拜、各分團相互敬禮、團長副團長の講話討入摸擬首級實驗及授典式

等を行ひ、午後八時無事解散す。團員の小さき胸にも義士の遺風浸み渡りたるの感あり。

同年二月四日防火宣傳を行ひ、社會奉仕の一端を盡す。即ち宣傳用紙の表に火の用心油斷大敵と自書せしめ、裏面に防火の歌を謄寫し、團員各部署に依り受持區内に配付す。

同年三月十日陸軍記念日に當り講話の後想定を興へ、擬戰對抗運動を行ふ。團員勇邁健闘末頼母しく思はれたり。

同年三月十九日退團式午後一時五社社境内にて施行し、互禮、遙拜、宣誓、勅語奉讀、訓示を行ひ、同三時半解散、退團者と在團者と相互敬禮に當り、勇まじき木太刀棒刀の間に一種愛惜の風見へ率直無邪氣なる團員の事として殊更ら可憐なるものありき。

同年四月九日交通整理、交通整理の歌を唱へ、隊伍を編成して行進宣傳し、終りて各受持の路上に團員其の配置に位き、左側通行危険防止等道路整理を行ふ約二時間の豫定なり。年中行事左の通り。

一	月	結團式紀念 義士祭	二	月	防火宣傳	三	月	陸軍紀念 退團式
四	月	交通整理 入團式	五	月	海軍紀念日 見學	六	月	時之紀念日 時間勵行宣傳
七	月	衛生宣傳	八	月	水泳	九	月	乃木 白虎隊紀念
十	月	縣居神社祭 見學	十一	月	明治神宮祭 遠足登山	十二	月	大演習(三方原合戦紀傳) 防火宣傳

追て時機を見て短期殖民として野營自炊の自治的生活、修養的作業を行ふ。

神社參拜 掃除、勤儉貯蓄、時間勵行、衛生、交通整理、一日一善等の宣傳實施は時宜により、各分團毎に行ふことあるべし。

役員	
團長	陸軍少將 山下五三郎
副團長	海軍中佐 石井忠晴
幹事	市役所第二課主事 齊藤義一
奉公會主事	鞍智芳章
同	同會主事 中村修二
同	同庶務 市役所書記 森兼松
同	同會計 市役所第一課會計係 吉野常太郎
同	二等軍醫正 中村磨瑳夫
第一分團長	濱松高等小學校長 米山喜太郎
第二同	同南尋常小學校長 中田鑄次郎
第三同	同西同 大賀辰太郎
第四同	同東同 德増愛治
第五同	同縣居同 村松十和吉
第六同	同相生同 坂本宗十郎

(一三三) 岳陽少年團 (静岡縣駿東郡沼津町)

一、設立の動機

國家興隆の責任を双肩に荷つて起つべき少年子弟に賢實なる國民精神を扶植し強健なる體力を充實

せしむるの必要なるは吾人の痛切に感ずる所なり。

翻つて我國の現状を観察するに國民の體力は徴兵検査の結果に徴するも毎年衰退の徴候を示し其の精神的の方面に於ても日に懶惰奢侈に流れて堅實なる志操は漸次薄弱に赴き實に憂ふべき現象を呈せり。吾人夙に之を憂ひ此缺陷を矯正救済して大國民として恥ぢざる體格と品性とを養成せざる時は將來大和民族は到底列強の間に伍して雄飛すること能はざるを慨するや久し、殊に少年時代は家庭以外に於て社會の悪影響を蒙る時間頗る多し。吾人は此の空隙を利用して専ら精神的に少年を指導教養せんと欲し駿東郡楊原村に於て決然之が實行に着手したるは大正三年八月二十三日獨逸國に對し宣戰の詔勅煥發せられたる當日なりし。

二、沿革大要

一、大正四年八月沼津町楊原村を合して沼津少年團と稱するの議成り、陸軍少將渡邊水哉閣下を團長に戴き八月三十一日天長節の佳節を以て 今上陛下に最も御縁故深き沼津御用邸前に於て結團式を擧げ大日本少年團に屬することと成れり。後大日本少年團と別立す。

一、同年十月三十一日天長節祝日をして愈々御大典記念事業として創設し第一回入團式を御用邸前に舉行す。入團者五百五十名にして團員の宣誓文次の如し。

- 一、我等ハ日本男兒ナリ
- 一、我等ハ忠孝ヲ基トス
- 一、我等ハ禮儀ヲ守リ互ニ相親シム

一、我等ハ體力ヲ鍊リ艱苦ヲ厭ハス

一、我等ハ進ンテ人ノ爲ニ盡シ世ノ爲ニ働ク

一、大正五年三月十日富士郡岩松少年團を始めとし四月二十九日駿東郡大岡十一月二日浮島兩少年團加入せり。此の如く各地より續々加入擴大するに従ひ沼津少年團の名稱適せざるに至り十一月富岳に因み岳陽少年團と改稱す。

一、同三月十二日 東宮殿下の台覽を辱ふし御菓子を下賜せられ一同感激に堪へざりし。

一、同十一月七日沼津驛に於て九州大演習に扈從の寺内總理大臣は本團の發展に付在郷將校に激勵の辭を與へらる。

一、大正六年二月四日福島大將の視閲及講話あり。三月十四日由比第十五師團長の視閲訓話ありて大いに獎勵せらる。

一、同年三月三十一日静岡縣より本團成績良好の譽を以て表彰せられ金十五圓を授けらる。

一、同年四月田方郡下狩野七月同郡内浦の兩少年團加入。

一、大正七年二月當時主として諸列強少年團研究のため歐州遊歴中の伯爵二荒芳徳閣下を名譽團長に推戴す。

一、同年駿東郡片濱、田方郡北狩野義勇、奉公の三少年團加入。

一、同年八月 淳宮高松宮兩皇子殿下に木太刀及竹製機關銃を献上したるに御嘉納の榮を辱ふせり。

一、大正八年一月田方郡川西村葵弘少年團加入是に於て合計十一ヶ分團團員三千に達するに至る。

一、同年三月十日再び 東宮殿下の台覽の光榮に浴す。

一、同年七月一日平和克復奉祝の爲め旗行列提灯行列をなし御用邸に於て 東宮殿下に拜謁の榮を賜ふ。

一、同年八月二十日 高松宮殿下の御前に於て少年武道を演じ台覽に供し殊の外御満足に思召さる

一、大正九年五月十六日第六回入團式の際 田中陸軍大臣代理、關屋静岡縣知事武大佐其の他多數の來賓ありて頗る有益なる訓話あり。

一、大正九年六月廿四日歐州巡遊より歸朝遊されし名譽團長二荒伯爵閣下の第二回視閲式を舉行す

一、大正九年七月三日新入團希望者非常に多數に上りし結果臨時入團式を舉行す此處 於て本團は九百餘名に達し幼年部と正團員とに區別し大隊編成を二となし幼年部大隊正團員大隊とす。當日各中隊に中隊旗を授與、中隊名次の如し。

正團員大隊、	玄武、	白虎、	朱雀、	青龍、
幼年部大隊、	神鳩、	曉雞、	金鷄、	八咫鳥

一、大正九年七月廿四日二荒伯爵閣下の寄贈に仍り樂隊部新設。

一、大正九年八月心身鍛鍊夏季早起會を行ふ、二十一日間皆出席者非常に多數。

一、大正九年九月廿日内務省文部省囑託小尾晴敏氏引卒の山口縣中堅青年團見學に来る。

一、大正十年一月二十日 皇太子殿下の御優誼並恩賜金

一、大正十年三月十三日、本團の光榮

- 一、大正十年少年消防隊新設。
- 一、大正十年一月皇風會より 明治天皇の御製寄贈。
- 一、大正十年三月三十一日静岡縣より表彰さる。
- 一、大正十年五月入團式舉行名譽顧問井口大將閣下臨席。
- 一、同八月富士登山と短期殖民、此の登山には特に七十歳の老團長閣下先頭に上り頂上にて 東宮殿下海外御巡遊中の御平安を祈る。
- 一、大正十年八月二十一日第二回早起會を行ふ、結核療養所長、上野帝大教授等の講話ありたり。
- 一、大正十年九月二日 東宮殿下御歸還を東宮御所前にて團員八十有餘代表上京して奉迎す、當日御所拜觀新宿御苑内拜觀を許可さる、一同恐懼おく處を知らず且つ翌日は宮城拜觀の光榮に浴す團員一同陸軍大臣山梨中將閣下より御菓子を預り、當宮内次官關屋閣下より金壹包頂戴。
- 一、大正九年縣下小笠郡西山口少年團加入合計十二分團員六千を越ゆ。
- 一、大正十年十一月少年團改革の意あり駿東郡下全般に之を行はんとし委員會を二回開催決定せし規程別紙の通り。
- 一、大正十年八月三十一日日本男兒と云ふ雜誌を發刊し本團の事業、研究調査の發表及團員の文集に資す、毎月一回發行
- 一、大正十一年二月六日國寶ジョツフル元帥を沼津驛に代表團員六百餘名を出して歓迎す。

三、沼津少年團規程

綱 領

本團建設ノ要義ハ當地少年子弟ニ堅實ナル國民思想ヲ扶植シ體力ノ充實ヲ圖リ且日國家ノ柱石タリ國民ノ中堅タラシムルニアリ乃チ左ノ五ヶ條ヲ以テ本團ノ綱領トス

- 一、忠君愛國ノ至誠ニ效ス
- 一、禮讓ヲ尙ビ規律ヲ守ル
- 一、言實ヲ重ンジ本分ヲ盡ス
- 一、體驅ヲ鍛ヘ勇氣ヲ養フ
- 一、勤儉ヲ主トシ質素ヲ旨トス

第一章 總 則

- 第一條 本團ハ岳陽少年團ニ屬シ岳陽沼津少年團ト稱ス
- 第二條 本規程ハ岳陽少年團規約ニ基キ本團ノタメニ必要ナル事項ヲ規定スルモノトス
- 第三條 本規程ノ變更ハ本團役員ノ意見ニヨリ團長之ヲ行フ

第二章 目的及事業

第四條 本團ノ目的ハ綱領ノ趣旨ヲ體シ左記諸項ノ實踐躬行ヲ期スルニアリ

- 一、團員ニシテ既得ノ道德的智識ヲ實行セシムルタメニ適當ナル機會ヲ與ヘ報效献身ノ美德ヲ涵養セシム
- 二、團員ヲシテ健全ナル思想ニ感染セシメ且ツ社會ノ誘惑ニ遠ザカラシム
- 三、團員ヲシテ體力ヲ充實セシメ行動ヲ勇敢敏捷ナラシメ以テ剛毅忍耐ノ德ヲ養成セシム
- 四、團員ヲシテ實踐的智識ヲ得セシメ且ツ利用厚生ニ關スル興味ヲ喚起セシム
- 五、團員ヲシテ協同一致進んで善ヲナスノ美風ヲ涵養セシム
- 六、社會公共ノ德ヲ自覺セシメ風紀ヲ向上セシム

第五條 本團ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ團長ノ定ムル教則ニ據リ適宜左ノ諸科目ヲ實施シ活教材ヲ捕捉シテ指導教化セシム

- 一、團體教練
- 二、少年武道

- 三、見學旅行
- 四、參拜及ビ展墓
- 五、登山並ニ短期殖民
- 六、講話會及ビ談話會
- 七、救急療法
- 八、善行團員ノ表彰
- 九、神社佛閣ノ掃除
- 一〇、校外兒童遊歩場取締
- 一一、街路左側通行
- 一二、樂書取締並ニ抹消
- 一三、街路上危險物除去
- 一四、偉人祭、乃木祭、菅公祭、楠公祭、義士祭

第三章 機關

- 第六條 本規程第十條以外ノ者ニシテ本團ノ趣旨ヲ贊シ直接間接ニ本團ノ爲メ盡力スルモノヲ賛助員トス
  - 第七條 本團ニ團長副團長並ニ理事若干名ヲ置ク
  - 第八條 團長ハ團務ヲ總理シ團員指導ノ責ニ任ズ
  - 副團長ハ團長ヲ輔佐シ本團ノ發達ヲ圖リ團長不在ノ時代理ヲナス
  - 理事ハ團長ノ命ヲ受ケ直接團員ノ指導訓育ニ任ジ且ツ庶務、會計及衛生ノ事務ヲ分掌ス
- 第四章 入退團
- 第十條 沼津尋常高等小學校尋常科第三學年以上ノ兒童全部ヲ以テ團員トス
  - 第十一條 本團員ニハ正團員ト准團員トニ分テ正團員ハ本團員所定ノ手續ヲ了シ入團ヲ許可サレシモノニ限ル
  - 第十二條 入團志願者ハ所定ノ願書ヲ提出スベキモノトス
  - 第十三條 入團セシメタル場合ハ左ノ宣誓ヲナシ岳陽少年團長ヨリ徽章及木太刀ヲ授與スルモノトス
  - 一、我等ハ日本男兒ナリ

- 一、我等ハ忠孝ヲ基トス
  - 一、我等ハ禮義ヲ守リ互ニ相親シム
  - 一、我等ハ體力ヲ鍊リ艱苦ヲ厭ハズ
  - 一、我等ハ進ンデ人ノ爲ニ盡シ世ノ爲ニ働ク
- 第十四條 入團期ハ毎年四月トシ退團期ハ毎年三月トス
  - 但シ中途入團者ニ對シテハ翌年三月マデ假入團ヲ許スコトアルバシ
  - 第十五條 團員ニシテ他ハ半途轉學セバトシ退團ヲ申シ出タル者ニ對シテハ之ヲ許可シ團員徽章ヲ返付セシム
  - 第十六條 正團員中本團ノ趣旨ニ背キ不都合ノ行爲アルモノハ准團員ニ編入シ改後ノ情顯著ナルモノハ正團員ニ復歸セシム
  - 第十七條 團員入退團ノ決裁ハ團長之ヲ行フ
- 第五章 編成階級及ビ服裝
- 第十八條 本團ハ團旗ヲ奉戴シ標旗並ニ中隊旗ヲ備付ク
  - 第十九條 本團ハ左ノ二種編成ヲナス
- 大隊編成
- 通學區別編成
- 第二十條 大隊編成ハ七箇中隊ヨリ成ル
  - 中隊編成ノ内容左ノ如シ
- 高等科第一學年 一箇中隊
  - 尋常科第六學年 一箇中隊
  - 尋常科第五學年 一箇中隊
  - 尋常科第五、六學年 一箇中隊
  - 高等科第一、二學年 團旗中隊
  - 尋常科第三、四學年(幼年部) 三箇中隊
- 第二十一條 大隊長中隊長其ノ他ノ係員ハ理事ヲ以ツテ之ニ充テ小隊長、分隊長ハ當該中隊團員ヲ以テ之ニ充ツ
  - 第二十二條 本團役員ノ表示スベキ色ヲ定ムルコト左ノ如シ

團長(白) 大隊長(黃) 中隊長(青) 小隊長(赤白) 補助官(茶) 會計(綠) 記錄(桃) 衛生(青白)

但シ戦死者遺族ハ別ニ赤ノ毛糸ヲ附シ之ヲ優待ス

第二十三條 團員ニシテ少年團員トシテ團體的行動スル場合ニハ豫メ團長ノ許可ヲ得ベシ

第二十四條 本團トシテ團體的行動ヲ執ラムトスル場合ニハ(徽章ヲ左胸乳部ニ付シ)所定ノ木太刀及救命綱ヲ携帯シ(足袋、草履、鞋又等ヲ穿ツ)又給食ヲ要スル場合ニハ日ノ丸辨當(鹽握飯ニ梅干ヲ入ル)トスハ罷

第二十五條 通學區域ニ從ヒ七區ニ分チテ編成ス

各區團員ヲ監督スルタメ(沼津尋常高等小學校職員)理事ヲ之ニ配置ス

各區監督理事ハ各區ヲ更ニ小字別ニ自治的ニ編成シ努メテ小規模ニ於テ校外ニ於ケル團員德行ノ向上ヲ計ラシム

各區内小字別ニハ風記團員ヲ置キ同部内ノ監督傳令等ノ任ニ當ラシム

第二十六條 校外ニ於ケル優良團員ヲ毎年度末ニ於テ表彰ス

第二十七條 團員一致シ成績ヲ秀ト認メタル部落ニ對シテハ團長ハ本團所定ノ名譽旗ヲ授與ス

第二十八條 名譽旗ハ學期末ニ本團ニ返納セシメ各學期ノ初メニ於テ成績ノ等位ニ依リ授與スルモノトス

第二十九條 名譽旗ヲ受ケタル部落ニ於テハ其期間中當該部落ニ於テ保管スルモノトス

第七章 經費其他

第三十條 本團ニ要スル經費ハ當町ノ補助並ニ當町有志者ヨリ成ル後授會ニ於テ提供セラレタル金員ヲ以テ支辨スルモノトス

第三十一條 正團員ハ入團ノ際入團費ヲ納付スルノ外一切ノ費用ヲ要セズ

但シ特別ニ之ヲ要スル場合ニハ團長ヨリ保護者ニ紹介スルモノトス

戦死者ノ遺族並ニ入團費支出ニ困難ナル家庭ノ兒童ニ對シテハ之ヲ免除ス

第三十二條 團員ニハ各自ノ勤勞若クハ小遣錢ノ節約ヨリ生ズル金錢ノ蓄積ヲナサシムルモノトス

第三十三條 團員ノ死亡又ハ不慮ノ災厄ニ罹リタリトキハ團長又ハ役員ハ團員總代ヲ引率シ弔慰ヲ表スルモノトス

四、岳陽沼津少年團目的

綱 領

本團建設ノ要義ハ當地少年子弟ニ販賣ナル國民思想ヲ扶植シ體力ノ充實ヲ圖リ他日國家ノ柱石タリ國民ノ中堅タラシムルニアリ乃チ

左ノ五ヶ條ヲ以テ本團ノ綱領トス

一、忠君愛國ノ至誠ニ效ス

一、禮讓ヲ尙ビ規律ヲ守ル

一、言實ヲ重ン 本分ヲ盡ス

一、體軀ヲ鍛、勇氣ヲ養フ

一、勤儉ヲ主トシ質素ヲ旨トス

本團ノ目的ハ綱領ノ趣旨ヲ體シ左記諸項ノ實踐射行ヲ期スルニアリ

一、團員ヲシテ既得ノ道德的智識ヲ實行セシムルタメニ適當ナル機會ヲ與ヘ報效献身ノ美德ヲ涵養セシム

二、團員ヲシテ不健全ナル思想ニ感染セシメズ且ツ社會ノ誘惑ニ遠ザカラシム

三、團員ヲシテ體力ヲ充實セシメ行動ヲ勇敢敏捷ナラシメ以テ剛毅忍耐ノ德ヲ養成セシム

四、團員ヲシテ實踐的智識ヲ得セシメ且ツ利用厚生ニ關スル興味ヲ喚起セシム

五、團員ヲシテ協同一致進んで善ヲナスノ美風ヲ涵養セシム

六、社會公共ノ德ヲ自覺セシメ風紀ヲ向上セシム

五、岳陽沼津少年團年中行事

本團成立以來六閱年其の間時に應じて團員の心身修養に努めしも、團運益々隆盛に趣き愈々擴張するに及び據るべき行事を制定するの必要を感ずるに至れり。こゝに於て本團は左記行事を制定し適當なる方法により團員指導上最も有效なる處置を執らんとす。然れども繁務の折とてよく其の行事の全般に當つて詳細に記録し得ざるを遺憾とす。時に臨み機に應じて完成を期せんとす。

年中行事一覽

〇一 月



一月一日より十五日迄の間 御用邸参賀

皇族方御在邸の際御年賀御機嫌奉伺の爲本團誕生の記念地御用邸前に整列し團長全團を代表して御年賀奉伺中團員は皇運の無窮を祈りつゝ國歌吹奏裡に捧刀の禮を行ふ。

一月四日 拂曉行軍、

- 1、三島大社参拜
- 2、善行競走
- 3、旅團見學

一月四日より二月四日迄 寒稽古

心身の鍛鍊として炎暑と戦ふと共に嚴寒肌を劈く北風に心膽を鍊磨し質實剛健なる國民を養成せん爲に行ふ。

陰曆十二月十四日 義士討入記念祭

義士の精神を追慕し兒童の好奇心を善導しこの行事によりて切實に當年を回想せしめ最も強き力を以て大正少年子弟及一般人士の胸裡に忠君の至情を扶殖せんとす。

特に陰曆を選びしは其の當時の氣分を味はしめんが爲なり。

〇二 月

二月四日 寒稽古終了式

二月 日當日は赤穂義士の死を賜はりたる日更に深甚なる奉公の念を養はんが爲特にこの日義士切腹記念祭と併せて終了式を舉行す。

二月十一日 憲法發布記念祭

この日をトして講演會を開き尋五以上の團員に聴講せしむ。而して歐米先進國の國民が如何にして立憲政體治下の國民になり得しかを知らしめ、之と比較して我國立憲政體の由來を出來得る限り通俗的に説述し、我皇室國體を充分に會得せしめ以て義勇奉公の念をして益々強からしめ、眞の立憲國民たるの素地を養はんとなす。

〇三 月

三月四日より十日迄 外征記念週

三月四日より十日までの一週間外征記念としこの間節米を勵行し時に登山強行軍を行ひ又戰史につき説話し三月十日陸軍記念日をトして春季大演習を行ひ合せて第二期檢閲を施行す。

三月下旬 卒業團員告別式

三月下旬舉行し卒業生在校職員互に挨拶を交換し尙永遠の親交を求むるために施行す。

〇四 月

四月二十九日 入團式

四月二十九日は 東宮殿下の御誕生日なり。この佳晨を以て本團は定期入團式期日と定む。

〇五 月

五月五日 木太刀祭

木太刀精神を鼓吹し尙武の氣象を作興せしめんが爲端午の節句を以てこの舉をなす。

五月二十一日より二十八日まで 外冠記念週

外冠の話説をなし國防の一日も忽にすべからざるを感ぜしめ併せて現下の民情に一大覺醒を與へんとす。

五月始めより 手旗信號傳習

一二級團員にこの月より傳習。

○六 月

六月より 救急法傳習

三四級團員にこの月より救急法傳習

○七 月

七月十二日 楠公祭

楠公の湊川に戦死せし日午前四時起床、狩野川口駿河灣に接する所を選び楠公の戦はれし時の状況を味はしめ盡忠奉公の精神を養はんとす。

○八 月

八月中 短期殖民

艱苦缺乏に堪へ獨立自營の精神を養ひ且つ愛郷心の養成に資せんが爲地を選びて約一週間自炊生活をなさしむ。

八月中 富士登山

短期殖民中天候を選びて登山を執行す。

八月中 臨海教練(早起會)

海に臨める地なれば水泳等を傳習して海を愛する少年たらしめ又は早起會を行ひて心身の鍛練をなす。

八月中 少年武道傳習

八月中旬に斯道の師を求めて之が練習をなす。

○九 月

九月十三日 乃木祭

午後六時集合自刃の時刻遙拜式を行ふ。

九月中 秋期檢閲

○十 月

陰曆九月九日

菅公が筑紫の配所に於て月を仰ぎ恩賜の御衣を捧げて去年の今夜侍清涼の詩を作りたる夜の月明を利用し月光を浴びつゝ追想し往古の忠臣を偲ばしむ。

十月中 消防法傳習

上級團員に消防法を傳習し社會的活動の素地を作らんとす。

○十一 月

十一月三日 明治天皇聖德祭

明治大帝の御聖徳を仰ぎ益々忠君の至情を表はんとす。

○十二月

十二月一日 徴兵令發布記念日

男子として知らざるべからざる徴兵令の大要を知らしめ以て忠君愛國の精神を養成せんとす。

大正十一年三月卅一日印刷  
大正十一年四月十日發行

## 文部省普通學務局

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷者 村 橋 圭 二

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷所 東洋印刷株式會社

2725  
34

終